

官報

平成十四年四月十八日

○第一百五十四回 衆議院会議録 第二十五号

平成十四年四月十八日(木曜日)

午後一時開議

議事日程 第十八号

平成十四年四月十八日

午後一時開議

第一 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求める件

第四 マンションの建替えの円滑化等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 テロリズムに対する資金供与の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 マンションの建替えの円滑化等に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長森英介君。

○議長(綿貫民輔君) 正確に御報告申上げます。(拍手)

以上、御報告申上げます。(拍手)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○森英介君登壇

〔森英介君登壇〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本件の委員長の報告は可決であります。

平成十四年四月十八日 衆議院会議録第一十五号

法律案

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一

金額及び掛金納付月数に応じ政令で定めるものとすること。

第二に、余裕金の運用に關し、機構の理事長等の忠実義務等を規定するとともに、機構は、運用目的等を定めた基本方針を作成するものとすること。

額の範囲を引き上げるものとすること。

第三に、特定業種退職金共済契約に係る掛金日と、

本件は、去る四月二日本委員会に付託され、十日に坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日に質疑を行い、昨十七日の委員会において、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

本件は、十二日に質疑を行い、昨十七日の委員会において、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔谷畠孝君登壇〕

本件は、最近における経済情勢等にかんがみ、

公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、会社による株式保有の制限、海外への送達手続、法人等に対する罰金の額等について所要の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、

第一に、大規模会社による株式保有の総額制限を廃止し、現行の持ち株会社規制と一本化して、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止する規定とともに、金融会社による議決権保有制限の対象範囲を縮減すること、

第二に、外国にいる相手方に書類を送達する民事訴訟法の規定を準用する等、手続関係規定を整備すること。

第三に、カルテル等の違反について、法人等に対する罰金の上限額を五億円に引き上げること等であります。

本件は、去る四月九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。同月十日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十二日及び十七日に質疑を行った後、討論を行い、採決を行った結果、本件は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

○議長(綿貫民輔君) 本件の委員長の報告は可決であります。

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(総理民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 テロリズムに対する資金供与の防

止に関する国際条約の締結について承認を

求めるの件

○議長(総理民輔君) 日程第三、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○吉田公一君登壇

○吉田公一君 ただいま議題となりましたテロ資金供与防止条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

重大なテロ事件が発生する中で、テロリズムに対する資金供与の問題への取り組みの必要性が強く認識されるようになったことを背景として、平成八年七月にG7及びロシアが参加してパリで開催されたテロリズムに関する閣僚会合において、テロリズムに対する資金供与を阻止するための措置をとることをすべての国に要請することになりました。これを受け、国連により設置されたアドホック委員会において条約草案の検討が行われた結果、平成十一年十二月九日、第五十四回国連総会におきまして、この条約が採択されました。

本条約の主な内容は、一定のテロ行為に使用される行為等を、当該資金が実際に使用されたか否かを問わず、国内法上の犯罪とすること、当該犯罪が外国において外国人によって行われた場合にも、我が国において訴追なしし引き渡しができるようすること、当該犯罪に使用された資金の没収等のための適切な措置をとること、金融機関等に関する適切な措置を考慮し、あらゆる実行可能な措置をとることにより当該犯罪の防止について協力すること等です。

○吉田公一君登壇

○吉田公一君 ただいま議題となりましたテロ資金供与防止条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

重大なテロ事件が発生する中で、テロリズムに対する資金供与の問題への取り組みの必要性が強く認識されるようになったことを背景として、平成八年七月にG7及びロシアが参加してパリで開催されたテロリズムに関する閣僚会合において、テロリズムに対する資金供与を阻止するための措置をとることをすべての国に要請することになりました。これを受け、国連により設置されたアドホック委員会において条約草案の検討が行われた結果、平成十一年十二月九日、第五十四回国連総会におきまして、この条約が採択されました。

本条約の主な内容は、一定のテロ行為に使用される行為等を、当該資金が実際に使用されたか否かを問わず、国内法上の犯罪とすること、当該犯罪が外国において外国人によって行われた場合にも、我が国において訴追なしし引き渡しができるようすること、当該犯罪に使用された資金の没収等のための適切な措置をとること、金融機関等に関する適切な措置を考慮し、あらゆる実行可能な措置をとることにより当該犯罪の防止について協力すること等です。

かを問わず、国内法上の犯罪とすること、

当該犯罪が外国において外国人によつて行われた場合にも、我が国において訴追なしし引き渡しができるようすること、

当該犯罪に使用された資金の没収等のための適切な措置をとること、

金融機関等に関する適切な措置を考慮し、あらゆる実行可能な措置をとることにより当該犯罪の防止について協力すること等です。

以上、御報告申し上げます。

○議長(総理民輔君) 採決いたしました。

〔拍手〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔久保哲司君登壇〕

○久保哲司君 ただいま議題となりましたマンションの建替えの円滑化等に関する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンションの建てかえの円滑化等に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、建物の区分所有等に関する法律に基づく建てかえ決議がされた場合、建てかえに合意したマンションの区分所有者が、法人格を有するマンション建替組合を設立できること、

第二に、マンション建替組合及びマンションの区分所有者等は、マンション建てかえ事業を施行することができます。

第一に、建物の区分所有等に関する法律に基づく建てかえ決議がされた場合、建てかえに合意したマンションの区分所有者が、法人格を有するマンション建替組合を設立できること、

第二に、マンション建替組合及びマンションの区分所有者等は、マンション建てかえ事業を施行することができます。

第三に、マンション建てかえ事業を施行する者が定めた権利交換計画に従い、区分所有権、抵当権等の関係権利を再建されたマンションに移行させることができます。

第四に、マンションの建てかえに伴つて借家権者等が転出することとなる場合につき、居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずること、

第五に、保安上危険または衛生上有害な状況にあるマンションについて、地方公共団体が建てかえを勧告できること等です。

本案は、去る五日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託され、扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十日目に質疑に入り、十六日参考人からの意見聴取を行い、昨十七日質疑を終了しました。

質疑の中では、区分所有者等の合意形成の促進に関する具体策、從前居住者の居住安定の確保に

関する具体策、危険または有害なマンションの建

設置をとることをすべての国に要請することなりました。これを受け、国連により設置されたアド

ホック委員会において条約草案の検討が行われた結果、平成十一年十二月九日、第五十四回国連総会におきまして、この条約が採択されました。

本条約の主な内容は、一定のテロ行為に使用される行為等を、当該資金が実際に使用されたか否かを問わず、その防止は人類共通の課題であることか

ら、平成六年三月、気候変動に関する国際連合枠組条約が発効し、さらに、本条約に基づいて、平成九年十二月、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた京都議定書が採択されました。この京都議定書の運用細目が、昨年十一月、条約の第七回締約国会議において合意されたことを受け、政府は、今国会における京都議定書の締結の承認を目指すこととしております。

このような状況の中で、京都議定書の的確かつ

質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全

会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(総理民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(総理民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(総理民輔君) 採決いたしました。

〔拍手〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

円滑な実施を確保するため、今般、京都議定書の締結に必要な国内法としての本法律案を提案した次第であります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、政府は、京都議定書の6%削減約束を達成するため、京都議定書目標達成計画を定めるとともに、平成十六年及び平成十九年において、計画に定められた目標及び策について検討を加え、必要に応じ変更することいたします。

第二に、内閣に、京都議定書目標達成計画の案の作成等を所掌事務とする地球温暖化対策推進本部を設置し、政府一丸となって地球温暖化対策を進める体制を整備することといたします。

第三に、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための施策として、地球温暖化防止活動推進員の活動に、いわゆる地球温暖化対策診断の実施の追加、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定対象に特定非営利活動法人の追加、地方公共団体、事業者、住民等から成る地球温暖化対策地域協議会の設置等に関する規定を整備することといたします。

第四に、森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化として、森林・林業基本計画等に基づき、森林の整備等を推進することといたします。

このほか、京都メカニズムの活用のための国内制度のあり方の検討に関する規定を整備することといたします。

以上が、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でござります。

(拍手)

○議長(鈴木良輔君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑

平成十四年四月十八日 衆議院会議録第二十五号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する質疑

して質疑の通告があります。順次これを許します。鈴木良輔君。

(鈴木良輔君登壇)

○鈴木良輔君 民主党の鈴木良輔です。

ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して質問させていただきます。(拍手)

この衆議院本会議場の容積は一万一千立方メートル、傍聴席を含めて約八百人の人間が、呼吸による炭酸ガスを排出し続けていますから、多分、現在の議場の炭酸ガス濃度は、換気の状態にもよりますが、外気の約一・五倍、五五〇ppm程度と見積もってよいと思います。この濃度は、京都議定書参加国間で二〇〇〇年の目標としている大気炭酸ガス濃度とほぼ同じレベルですから、私は、現在、百年後の大気環境のもとで地球温暖化対策の審議を行っていると考えることもできます。(拍手)

しかし、恐らく、この議場内に、この程度の炭酸ガス濃度で気分が悪くなっている方はいないはずです。もしもられるとしたら、それは恐らく、他人には言えない深い悩みをお持ちのせいであつて、決して炭酸ガス濃度のせいではないはずです。(拍手)

地球温暖化対策の一一番難しい性格は、実はこの点にあります。人間は、温暖化ガス濃度の微妙な上昇を感じする能力を備えておりません。地球が発する控え目な警告を感じるために、自然界が示す小さな変化を見逃さず、専門家の提言には謙虚に耳を傾ける必要があります。赤道直下のキリバス共和国が水没し、マラリアの蚊が東京にあらわれ、巨大台風が発生し始めてから対策に乗り出したのでは、手おくれです。限りある資源を果てしなく使い続けば、資源枯渇と環境の破壊を招くことを初めて警告したのは、今から三十年前にローマ・クラブが発表し

た「成長の限界」でした。大量生産、大量消費、大量廃棄の文明がこれ以上拡大すると、地球環境にかかる負荷が増大し、環境の復元力を超えてしまうという警告でした。この警告は世界に大きなインパクトを与え、多くの人々に地球の有限性を認識していただきます。(拍手)

小泉内閣の地球温暖化防止にかける熱意はどこからも感じることができます。

大綱の中で、政府が温暖化ガス削減の有効な政策として強調しているのは、今後十年間での原発十三基の新增設と森林吸収枠の完全な利用の二点だけです。

原子力発電は、温暖化ガスの排出が極めて少ないことから、今後の増大する電力需要を満たしていく上ですぐれた供給源であることは、論をまたないところです。しかし、先進諸国の趨勢を見るに、スウェーデンやドイツでは、エネルギー政策として脱原発の方向を明確に打ち出しており、アメリカ、イギリスでも、運転中の基数を減らしつつあります。この先進諸国の原発依存比率の低下傾向は、原子力発電の安全性に対する不信感からもたらされたものではありません。

ワールドウォッチ研究所のレスター・ブラウン博士によると、最近の先進諸国の原発離れ傾向は、電力自由化の世界的潮流の中で、電力各社のコスト意識が高まり、バックエンド対策まで含めると相対的に割高となる原発の競争力が低下し始めているためと解説されています。

政府が、大綱の中で原発の増設を温暖化対策の切り札と位置づけている以上、原発コストについても、安全対策と同様の情報公開の義務が課せられるはずです。

ところが、本年二月、四十二名の国会議員の要望により、経済産業委員長名で、原発の発電コストの積算根拠につき調査命令を下したところ、原子力政策課から出された資料は、歴史的とも言える墨塗りだらけの資料でした。経済産業省は、平成十四年度、原子力政策に対する国民理解を進めるために七十一億円の予算を組み、「隣人と話をするような情報交流」をスローガンにしていましたが、原子力政策課では、隣人との交流の際に墨塗りだらけの資料を使うのでしょうか。(拍手)

経済産業大臣にお伺いします。

○議長(鈴木良輔君) ただいまの趣旨の説明に対

する質疑

○議長(鈴木良輔君) ただいまの趣旨の説明に対

する質疑

三

ないものとなっているのは、御承知のとおりであります。

本試算におきまして、核燃料サイクルコスト部

分の算出に用いられた設定単価の根拠等が記録された文書につきまして、本年二月に、衆議院の調査局による予備的調査において提出を要請されました。その情報の一部が、実は不開示を前提に事業者等から任意に提供された情報でございまして、かつ、開示により事業者等の競争上の利益等が侵害されるおそれがあると認められますことから、該当部分に限りまして、情報公開法における不開示情報の範囲を参考に、実は不開示として提示をさせていただいた経緯があります。

他方、本試算に関しては、核燃料サイクルコストを含めて、別途、試算に必要な前提でございましたと、单体、計算式等、同試算の計算根拠の理解に資する情報を開示しております。したがいまして、こういった事情がございまして、墨塗りという御指摘がございましたけれども、私どもとしては、上記観点から不開示の部分があつた、こうしたことでございます。(拍手)

原子力政策に関する情報の提供については、私どもとしては、今後とも、引き続き、積極的に取り組んでまいらなければならない、このように思っております。(拍手)

〔国務大臣川口順子君登壇〕

○國務大臣(川口順子君) ロシアの京都議定書締結に関する我が国外交努力についてのお尋ねがございました。

ロシアは、京都議定書に関する検討を進めているものの、締結に関する公式決定はまだ行っていないと承知しています。

ロシアに対しましては、二月一日の日ロ外相会

談の折に、私から京都議定書の早期締結を働きかけました。その後も、イワノフ外務大臣へ書簡をお出しする等、外交ルートを通じまして働きかけをしばしば行っています。京都議定書の効力を

目指して、引き続き、積極的に働きかけていく所存でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 楠高剛君。

〔楠高剛君登壇〕

○楠高剛君 自由党の楠高剛でございます。

私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案につきまして質問いたします。(拍手)

まず冒頭に申し上げたいことは、地球環境保全の思想についてであります。

環境の保全は、人類生存の基本条件です。また、市場経済原理もこれに従うべきものだと確信します。二十一世紀においては、国や国民すべてが、本来、地球環境保全の義務を有していることを憲法に明記すべきではないかと思いますが、大木環境大臣の御見解をお伺いいたします。

一九九二年の地球サミットから、ことしでちょうど十年の時がたのととしております。それまでに、気候変動枠組み条約が発効され、九七年の京都議定書の策定、昨年のCOP7では、京都議定書の運用ルールについての合意を見ました。地球温暖化問題という大きな問題に、国際的な取り組みが続いていると見ています。

地球温暖化対策は、国際的な取り組みが求められるほか、百年以上の長期的視野にわたる、大きな問題であります。今、生活している世代だけではなく、未来に生きる子供や孫、さらに先の世代の人類生存の基盤、そこに生きる動物、植物の生態系に大きく影響する問題であります。今の世代にとってできるることは何かを考え、それを

一步一步、着実に実行していくことが重要であります。

京都議定書がつくられた地球温暖化防止京都会議の議長は、当時、環境庁長官であった大木環境大臣であります。大臣が議長として取りまとめた京都議定書が、五年の歳月と曲折を経て、この国会に提出されております。大臣に、御自身が取りまとめた京都議定書の五年間をどのように顧みておられるのか、率直な御見解をお伺いいたします。

また、京都議定書がつくれた京都議定書の五年間をどのように見直す必要があるのか、率直な御見解をお聞きかけます。

○國務大臣(川口順子君) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する楠高剛君の質疑

五 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する楠高剛君の質疑

件ですが、ロシアの批准はこの秋以降になるとも報道されており、ことし八月にヨハネスブルクで開催される国連環境開発サミットには間に合わない可能性も強くなっています。

十四日に閉幕したG8環境大臣会合では、京都議定書の今年中の批准を事実上断念したカナダに

対して、各國から批判が相次ぎ、議定書から離脱しました米国の代替案については、温室効果ガスの増加を認めた案で、到底十分とは言えないなどの意見が各國から表明されたと言われておりますが、大木環境大臣はどのような意見表明をされたのか、お聞かせください。

そして、議定書の発効に向けて、環境大臣としてCOP7にも参加された川口外務大臣は、今後どのように取り組む方針か、御所見をお聞きいたします。

地球温暖化対策は、国際的な取り組みが求められ、国民への普及啓発のために、さまざまな対策が行われています。チラシの配布やインターネットを通じた運動など、国民が温暖化防止を考えるきっかけづくりは進んできていると考えます。しかも、温暖化防止に向けた活動が行わ

れ、これから必要とされることは、それを実行に移すような運動を実施することあります。幾

らチラシやインターネットの記事を見ても、そのまま見捨てられたり、「閉じる」をクリックされるだけでは、実効性が上がりません。

新大綱では、家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を二割減らすことや、白熱灯から電球型蛍光灯へといった、省エネ商品への積極的な買い替えなどが並べられておりますが、こういつた個人の生活スタイルをえてもらう施策を政

府はどのように実施していくのか、法案によつて、個人の生活スタイルを変えてもらう施策を政

そして、これから時代を生きる子供への普及活動である環境教育は、日ごろから環境への配慮を持つてもらう点で大切であるというふうに考えます。今の世代の意識変革とともに、将来世代の環境教育について、どのように力を入れていくおつもりであるのか、遠山文部科学大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、法案の柱の一つである京都議定書目標達成計画についてお聞きします。

政府は、京都議定書に係る目標の達成に向けて、地球温暖化対策推進本部のところで計画を策定し、これを閣議決定することとしております。特に、温室効果ガス別に目標、対策、スケジュールを記述し、個々の対策について、我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を盛り込むとしています。

しかしながら、京都議定書で約束された九〇年比マイナス6%を達成することは、並大抵のことではありません。しかも、大綱の内容も閣議決定される内容も、机上の空論の数字の羅列だけでは、全く意味がありません。閣議決定される内容は、どこまで具体的に記述されるのでしょうか。

また、国民全体で地球温暖化対策を推進するためにも、政府内自身のエネルギー使用を検証し、個別対策や削減目標を具体的に定めて、率先して実行していくべきであると考えますが、以上の点について、環境大臣にお聞きいたします。

次に、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策についてお聞きします。

エネルギー起源のCO₂が全体の約九割を占め

る中で、新大綱では、新エネルギーなどの非化石

エネルギーの一層の導入促進が必要であるというふうに指摘しております。

しかし、これまでも、地方公共団体や事業者に対する導入補助の推進や税制、金融面での優遇措置が実施されていますが、一次エネルギーの供給に占める供給サイドの新エネルギーの割合はわずかに1%台にとどまっているのが現状であります。

例えば、天然ガスを利用したコーポレーションシステムについて見てみると、現状のままでは、初期投資に大きな費用がかかり、動力源である天然ガスを輸送するにもコストがかかります。

新エネルギーを積極的に導入するのであれば、例えば、天然ガスパイプラインの基幹網を整備するとか、新エネルギー促進のための税制の整備や初期投資の補助や貸し付けの積極的な推進など

これまでの施策にはない、新エネルギー社会に見合うインセンティブづくりやインフラ整備が必要になってくるのではないか。平沼経済産業大臣の御見解をお伺いいたします。

また、大綱では、産業部門における省エネ対策は、自主行動計画の着実な実施とフォローアップという、産業界の自主性にゆだねております。

経団連は、産業部門で7%削減が目標になつているが、これは一定の試算に基づく目安として設定されたものである、経団連の環境自主行動計画のゼロ%目標との差は、新エネ、原子力などの追加的対策で説明されていることから、経団連の計画を深掘りしたものではないとコメントしております。

一方、朝日新聞の世論調査によれば、経済の消極姿勢には六割程度の人人が納得できないと

いうふうにしております。産業界の取り組みについて、平沼大臣の御所見をお聞きいたします。

新大綱を見る限りでは、さまざまな提言、具体

例が示されていますが、これをどのように実行していくか、経済的側面に立ってどのようなインセンティブを付与して政策を推進していくかが欠落しております。

環境大臣は、さきの新聞社のインタビューで

は、環境税のあり方について、税制全体の見直しの枠組みの中で勉強していくかと示すにとどめ、環境対策の側面からの税制のあり方について、ビジョンやイメージも明確にしておりませ

ん。環境に対する税制のあり方について、環境大臣としての御見解をお聞きいたします。

最後に申し上げます。

地球温暖化対策も含め、環境対策は、現在のラ

イフスタイルや経済社会モデルの変化を伴い、コ

ストや代償がかかるといったネガティブなイメー

ジを持たれます。しかし、環境破壊は、人間が生

きること自体から発生して、資本主義のあり方と直結する問題であり、自然といかに共生していく

かがこれらの人類の課題であります。

自立した国家として、人類、地球の問題を自分

自身の問題として考え、その地球の一員として環

境問題の解決に積極的に参加、貢献することは、

国内外の経済社会にとってポジティブかつプラス

になることを申し上げ、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

(國務大臣大木浩君登壇)

○國務大臣(大木浩君) 様高議員から、行政府に

対する叱咤激励を含めて、九つの御質問をいただ

いたと思っております。順次お答えを申し上げた

いと思います。

まず第一、環境保全の義務を憲法にも明記すべ

きじゃないかという御趣旨の御質問があつたと思

います。

御存じのとおりに、現行の憲法でも、第十三条の幸福追求権あるいは二十五条の生存権といつた

ようなものが、言うなれば、環境との関連で書い

てはございますけれども、これをどこまで権利と

してとらえるかということはいろいろと学説上も議論がございまして、また、権利との裏腹で、義務

というものはどういうふうにするのだというよ

うな学説があることも存じております。

そこで、現在、国会の方でもいろいろと、憲法

調査会で憲法の見直しというようなことも御議論

しておられますから、私どもとしては十分にそ

いった動きは見ながら、しかし、とりあえず、環

境省といたしましては、まず、個別具体的の環境政

策の中でも、國やあるいは国民が果たすべき環境保

全上の役割などをできるだけ明確にしていきまし

て、そして、さらにもた、憲法上の問題といふこ

とにつきましては、私どものそういう努力の中

で、また憲法との絡み合いといつようなものも勉

強してまいりたいと思つております。

第二に、京都議定書ができて五年だ、同議定書

のときの議長も務めた大木としてどう思うか、この

ういう御質問であります。

をつくることができたということで、ようやくここまで来たかという感覚は持っております。

せっかくここまで参りましたので、これをぜひひとつ国会でも御承認いただいて、そしてまた、国際社会の中で一つの条約として早く発効するように努力をしたいというふうに思っております。

次に、先般のG8の環境大臣会合の場で、米国、カナダ、ロシアに対してどういった意見を表明したかということござります。

米国に対しましては、温暖化対策は地球規模の取り組みが必要であるということで、米国もそういった立場から引き続ききちっと取り組んでもらいたいということで、京都議定書に対する立場を含めて、さらに米国としての対策の強化、見直しを要要求いたしました。

また、カナダ及びロシアに対しましては、これは、両国とも、現在、それを行政の中でいろいろ議論しております。ロシアにつきましては、行政の中でもまだ十分な検討が進んでいない、それから、カナダにつきましては、行政内及び州政府と中央政府との間の話し合いがまだ進行中ということでございまして、両国とも、何とかして、ヨハネスブルクの会合を目指していくところと検討は進めたいと申しておりますので、それを早くひとつ進めるようにということで話をしまいました。

それから、今回の改正法案ではセンターの指定要件をNPOに拡充する等の措置が盛り込まれていて、具体的にどのように活動させていくのか、こういう御質問もありました。

本改正法案におきまして拡充されました都道府県地球温暖化防止活動推進センターあるいは地球

温暖化防止活動推進員の活動についてのお尋ねだと思ひます。

環境省といましましては、本平成十四年度から、都道府県センターや地域協議会を通じて、地球温暖化対策診断等のモデル事業を実施することなどによって、これらの活動がよりスマートに行われるよう努力してまいりたいと思っております。

次に、生活スタイルについてどのように実施していくのか、こういう御質問があります。

これはなかなか、言うはやすく行うはかないのありますけれども、私どもとしても、個人の生活スタイルの変換について、これから、本改正案において、都道府県センターの指定要件の拡充、要するに都道府県センターをもっと広く活用できるように、あるいは地球温暖化対策地域協議会の設置などをいろいろと盛り込んでおります。

あるいは、最近始めておりますが、環の國くらし会議というようなものもつくりまして、必ずしも専門家ばかりじゃなく、できるだけ広いところから、国民の各層を代表する方々から御意見をいたしまして、それらの御意見をまた具体的な取り組みに入れてまいりたいと考えております。

また、新たな地球温暖化対策大綱では、こ

いうふうに思っております。

京都議定書目標達成計画は、今度の新大綱を基礎といたしまして、具体的な手法、効果を盛り込もうこととしておりまして、これにより、はつきり

申しまして、なかなかこれは時間がかかると思いながら次に、サマータイムであります。私が環境省としては、サマータイムは、いろいろな御意見はありますけれども、推進していたのが望ましいというふうに考えております。サマータイムの取り扱いにつきましては、これは数年前から、いろいろと国会内でも御意見があつたようございますが、一言で申し上げますと、やはり地球温暖化防止の見地からもプラスになるものだと思っておりますので、これから、それができるだけ早く実現するように、環境省としては、環境省の立場からPR活動も続けてまいりたいと思っております。

それから、京都議定書目標達成計画はどこまで具体的に記述するのだとおっしゃいます。

京都議定書目標達成計画の内容につきましては、先月決定いたしました新大綱におきまして、まさに、百種類ぐらいのいろいろな対策をずっと書き並べてございます。非常に大きなものも小さなもののもといいますか、ありますけれども、例えば、具体的に言いますと、高効率の給湯器、お湯を沸かす給湯器、約四百万台の普及によってCO₂を百十万吨削減できる、こういう計算に

環境と申しますか、地球温暖化の防止につきましては、言つなれば、いろいろな経済対策、経済措置というものがあり得る。これは、大きく考えれば、一方においては、温室効果ガスの排出を抑えるため、抑止の方の目的、あるいはこれから環境をよくするためのいろいろな措置、あるいは環境イングストリーというようなものがあるとすれば、それを促進するためのということで、要す

けれども、国民全体が御参加いただければ、その小さなものが、ちりも積もれば山となるということで所要の温暖化対策ができるのじゃないかということです。そのため努力をしてまいりたいと思つております。

いずれにいたしましても、京都議定書目標達成計画の策定に当たりましては、この新大綱を基礎として、六%削減約束を達成するために必要な対策、施策を今後も具体的に盛り込んでいく所存でございます。

次に、政府が個別対策や削減目標を具体的に定めて、率先して対策を実行していくべきであるとおりましす。政府自身の対策につきましては、政府全体としての事務とかあるいは政府全体としての事業、いろいろな問題題につきまして、温室効果ガスの排出の抑制のための計画をこれから順次策定しまして、関係省庁にも御協力願つて、政府が率先して仕事をしているぞということをしっかりと国民にも示していただきたいと思っております。

最後に、環境に対する税制のあり方について御質問がございました。

環境と申しますか、地球温暖化の防止につきましては、言つなれば、いろいろな経済対策、経済措置というものがあり得る。これは、大きく考えれば、一方においては、温室効果ガスの排出を抑えるため、抑止の方の目的、あるいはこれから環境をよくするためのいろいろな措置、あるいは環境イングストリーというようなものがあるとすれば、それを促進するためのということで、要す

るに、プラス、マイナス両方からひとつ経済的なインセンティブを考えるというようなことであるうと思っております。

私どもとしましては、既に地球温暖化対策推進大綱におきましては、自動車税のグリーン化やあるいは自動車取得税の軽減措置を講じるとともに、あと、いろいろと税、課徴金等の経済的手法全般について、これからも総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

環境税というものは、環境税と一口に言いましてもいろいろな形のものがあると思いますが、環境税につきましては、今のところ、京都議定書締結の、あるいは今御審議いただいておりますけれども、その前提として環境税を組み込んで御議論はいたしておりますが、環境税が将来仮に導入されれば、より効率的に京都議定書の目標を実現できる可能性があるということをごぞいますので、私どもも意識としては前向きに勉強を続けてまいりたいと思っておりますが、いろいろと現下の税をめぐる状況あるいは現在の経済状況等ございましょうから、そういう問題を十分に考えながら、ひとつ一緒にこれから課題として勉強してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

[國務大臣川口順子君登壇]

○國務大臣(川口順子君) 京都議定書の発効に向けての今後の方針についてのお尋ねがございました。

温室効果ガスの排出量の急増が懸念される中で、京都議定書は国際的取り組み強化への重要な一步と考えております。我が国といたしましては、京都議定書の早期発効に向けて、二国間協議

や多国間協議等の場を活用いたしまして、各國に対しまして京都議定書の締結を働きかけていく考え方であります。(拍手)

[國務大臣遠山敦子君登壇]

○國務大臣(遠山敦子君) 権高議員の御質問にお答え申し上げます。

将来を担う子供たちへの環境教育についてのお尋ねであります。

地球温暖化などの環境問題は、人類の生存と繁栄にとって大変大きな課題であり、将来を担う子供たちに環境問題についての正しい理解を深めさせ、責任を持って環境を守る行動がとれるようになります。

このため、学校教育におきましては、まず、本年度から小中学校で全面実施となりました新しい教育課程において、社会科、公民科、これは高校のみでございますが、及び理科を中心といたしまして、各教科において、環境やエネルギーに関する内容を充実いたしますとともに、総合的な学習の時間を活用した体験的、問題解決的な学習を通して環境問題についてより一層の理解を深めることができるよう、改善を図ったところでござります。

このため、学校教育におきましては、まず、本年度から小中学校で全面実施となりました新しい教育課程において、社会科、公民科、これは高校のみでございますが、及び理科を中心といたしまして、各教科において、環境やエネルギーに関する内容を充実いたしますとともに、総合的な学習

の時間を利用した体験的、問題解決的な学習を通して環境問題についてより一層の理解を深めることができるよう、改善を図ったところでござります。

次に、産業界の地球温暖化対策への取り組みについてのお尋ねであります。

地球温暖化対策に当たりましては、国民経済や雇用、国際競争力などに及ぼす影響等を十分に踏まえまして、温室効果ガス削減への取り組みが我が国の経済活性化や雇用創出などにつながるよう

な、環境と経済の両立、それを目指すことを基本とすべきだと私どもは考えております。

産業界の取り組みが十分でないと思う人が六〇%以上いるという世論調査の結果がありますけれ

ども、経済団体連合会の環境自主行動計画を初めとする産業界の積極的な自主的取り組みによりま

して、産業部門においては二酸化炭素の排出量が横ばいで推移していることは事実であります。むしろ、民生部門、運輸部門における排出量が大幅

な伸びを示しておる中で、産業界の取り組みは、ある意味では着実な成果を上げている、こういつた面も指摘できると思います。

文部科学省といたしましては、今後とも、環境教育の充実に努めてまいる所存でございます。新エネルギーと位置づけられているところでございます。

新エネルギーというものは、エネルギーの安定供給、その確保、地球温暖化問題への対応を図る観点から、その開発導入を積極的に推進することが重要だと思っております。

当省といたしましては、低コスト化、高性能化のための技術開発や新エネルギー設備の導入に対する予算補助、さらにはエネルギー需給構造改革・投資促進税制、政策投資銀行によります環境・エネルギー・防災・福祉対策枠等を活用した支援にしては最大限の取り組みを今後図っていきたい、

新エネルギーの積極的な導入に関してのお尋ねでござります。

新エネルギーの積極的な導入をお答えさせさせていただきます。

新エネルギーの積極的な導入に関してのお尋ねでござります。

新エネルギーの積極的な導入をお答えさせさせていただきます。

こういった状況も踏まえまして、今般取りまとめられました地球温暖化対策推進大綱におきましては、産業界の行う地球温暖化対策については、技術革新でありますとか創意工夫が生かされる自的な取り組みを基軸といたしておりまして、経済産業省といしましても、引き続き産業界と十分な連携をとり、そして、協力できるところは積極的に協力してその効果を高めてまいりたい、このように思っております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 藤木洋子君。

[藤木洋子君登壇]

○藤木洋子君 日本共産党の藤木洋子でござります。

私は、日本共産党を代表して、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、関係閣僚に伺います。(拍手)

ガスの削減目標を工業国の各国ごとに義務づけた国際的な取り決めです。京都議定書は、温室効果ガスの排出量取引など、削減目標を実質的に後退させた仕組みを米国の要求で取り入れましたが、それでも、温室効果ガスの削減を一步前に進める重要な意義を持つものです。京都議定書による温室効果ガスの大削減は、二十一世紀の生命と地球の未来がかかる、待ったなしの緊急の課題となっています。

そこで、まず、京都会議の議長を務めた環境大臣の基本的認識をお伺いいたします。

重大な問題は、こうしたときに、米国が、産業界の主張に沿って、京都議定書を離脱し、事实上、温室効果ガスを増加させる提案をしているこ

とは、差し迫った地球環境保護の要請に背を向けるものです。二十一世紀の命と地球を守るために、こうした産業・経済優先の政策の転換が求められています。

日本政府は、このような米国の政策に追随して、京都議定書の批准、締結をおくらせたり、不十分な温暖化防止対策で済ませるべきではありません。今こそ、日本政府は、京都会議の議長国と

して、京都議定書を率先して批准、締結し、京都議定書を発効させる国際的なリーダーシップを發揮すべきときです。外務大臣の明確な答弁を求めます。(拍手)

ところが、先日の日米首脳会談で、小泉総理が、地球温暖化防止問題での米国の提案を、建設的な提案と、支持を表明したことは重大です。米国産業界の主張に沿ったブッシュ政権の温暖化対策を支持する小泉内閣は、温暖化防止の世界の流れに逆行することになります。

この米国の提案は、既に米日した米国務省の上級交渉官が、総量削減の京都議定書方式で計算す

ると、十年後の温室効果ガス排出量は九〇年に比べて三五・五%増になることを明らかにした代物です。EU公式見解の声明でも、排出絶対量の増加を許し、気候変動に効果的に取り組む上で不十分であると指摘しているではありませんか。

京都議定書から後退を許さないために、米国の提案を評価する態度を改めて、京都議定書に立ち返るよう米国に働きかけることこそ、必要ではないですか。京都会議の議長を務めた環境大臣の責任として、明確な答弁を求めます。

気候の変動は、日本の湖沼や森林の環境に大きな影響を与え、我が国と世界の将来に危機的な状

況を引き起こしかねないものになっています。富山地のブナ林は、標高が低いために温度上昇の影響を受けやすく、正常な種子が見つかっていないことから、その未来が閉ざされかねない危機に陥っています。

そこで、気候変動に関する政府間パネルの第三次評価報告書では、二十一世紀中に全球平均地上

気温が一・四度Cから五・八度C上昇すると将来予測をしていますが、琵琶湖や丹波山地の環境に与える影響はばかり知れないと考えます。日本においても、温室効果ガスの大幅な排出削減が、一刻の猶予もない緊急課題になっておりま

す。環境大臣の温暖化に対する危機の認識をお聞かねいたします。

そこで、まず第一に、改正案が京都議定書を担保するための十分な制度であるのかという問題であります。環境大臣の温暖化に対する危機の認識をお聞かねいたします。

改正案の目的では、「京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保する」としていながら、京都議定書の六%削減目標達成に向けた、担保法としての必要な規制措置が盛り込まれていません。これでは、国際的な公約の実現は困難です。

既に、欧州では、京都議定書の八%削減目標達成のため、去年の十月に発表された欧州委員会指

令案で、二〇〇五年から排出枠を個別の事業者に割り当てて、排出量を第三者機関が検証し、排出枠を超過したときには罰金の支払いが求められています。この姿勢が大切です。

我が国も、京都議定書の六%削減目標達成の国際公約を履行するために、国内対策として、事業所との温暖化ガス排出量報告と削減計画を義務づけて、第三者機関の検証など、第一ステップから各種の実効性のある制度を積極的に盛り込むべきではありません。環境大臣に伺います。(拍手)

また、七月に中央環境審議会が公表した答申の中間取りまとめでは、事業所単位で排出量を把握、公表する制度を提倡して、目標達成のため、事業者と国による協定の締結などが示されています。

そこで、まず第一に、改正案が京都議定書を担保するための十分な制度であるのかという問題であります。環境大臣、これでは、意味のある京都議定書は日本企業の国際競争力を失わせるなどと、削減目標の義務化に反対しているではありませんか。環境大臣、これでは、意味のある京都議定書の実態はどうでしょうか。経団連は、新たな規制は日本企業の国際競争力を失わせるなどと、目標達成計画など、策定できないではありませんか。

第一に、改正案の京都議定書目標達成計画の基礎となる政府の新大綱の問題です。

新大綱では、六%削減目標の達成を法的に担保している対策は全体の二〇%未満であり、目標値を持たない対策が四〇%以上あるということではないですか。

ですから、改正案での京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、新大綱を基礎として縛られるのではなく、京都議定書の目標達成のための国内対策として、産業分野などでエネルギー起源の二酸化炭素やフロン類の大幅な削減など、実効

性のある中身を計画に盛り込むべきではないですか。環境大臣、いかがですか。

また、新大綱では、エネルギー部門から発生する二酸化炭素について、二〇一〇年の削減率として、産業マイナス七%、民生マイナス一%、運輸プラス一%までとする各部門の数字を出していませんが、これまでの政策の不十分さをきちんと検証した上で出されたとは、到底考えられません。

しかし、部門別の二酸化炭素削減量について、産業界が削減量の割り当てにつながる数値目標の設定に反対していることから、排出削減目標量は、拘束力のない、目安として設定しています。こうした産業界の意向に沿った目安などでは、六%削減目標の達成は不確実になるのではないか。環境大臣、どうですか。

第三に、新大綱で温暖化対策の中核になつてゐる原発の新增設の問題です。エネルギー供給では、地球温暖化対策に位置づけた原発を二〇一〇年までに十三基も新設するという前提で、原発の発電量を現在から約三割増加させるとしています。しかし、原発の解体、再処理の費用には約三十兆円もかかることが、電力業界の試算でも明らかになっています。しかも、政府関係機関の世論調査でも、新たな原発の増設には国民の六三%が反対していますし、欧米の主要国のはとんどが、原発建設計画を持たず、ブルトニウム循環方式からも撤退しています。

原発の安全性が確立されていないもとで、温暖化対策に名をかりた原発推進は、世界の流れにも逆行するものです。温暖化対策の中核に環境破壊の原発を位置づけることは、抜本的に見直すべきではないですか。環境大臣の明確な答弁を求めま

す。(拍手)

むしろ、現在、一%台の供給にとどまっている風力、太陽光などの自然エネルギーにこそ力を尽くすべきです。

ことし一月のOECD環境政策委員会で承認された、我が国環境保全成果審査報告書での気候変動に関する勧告でも、再生可能エネルギーの開発利用を促進する、そのことが強調されています。

風力による発電量を見ると、日本はドイツの六十五分の一です。アメリカの三十七分の一です。そして、自然エネルギーの普及のために、ドイツでは、市民が太陽光発電で起こした余剰電力を、電力会社が市場価格に上乗せして買い取る制度が定められています。自然エネルギーの普及拡大には、実効性の高いドイツ式の固定価格買い取り型の法律を導入する必要があるのではないか。経済産業大臣にお答えをいただきます。(拍手)

第四に、改正案での経済的手法や森林吸収源などの問題です。

さきに挙げたOECD環境政策委員会の勧告では、国内及び国際的な約束の達成のため、税、課徴金等の経済的手法の利用拡大を含む、バランスのとれたポリシーミックスを組み込んだ地球温暖化対策の国内制度を構築することと指摘されています。

ところが、さきの新大綱や改正案でも、景気に大きな影響があると、環境税等の導入に産業界が強く反対していることから、先送りしています。国内制度を構築するためには、排出者責任を明確にした環境対策税の創設が必要ではないですか。環境大臣、いかがですか。

改正案では、森林等による吸収作用の保全を盛り込んでいますが、森林吸収は、国際的に無条件で、一千三百万炭素トン、三・九%と認められたわけではありません。にもかかわらず、根拠を示さずに、新大綱にもマイナス三・九%とし、改正案でも目標達成のために森林整備による吸収源対

策に頼ることにしているのは、問題です。

これまで、政府は、全森林の純吸収量がマイナス三・七%としてきましたが、いつの間にか、森林全体の七割の森林増加量を吸収に換算したら確保できる量だということになりました。このよう

な不確かな森林吸収に依存するのではなく、省工

ネや代替フロンの削減など、国内対策に力を入れ

るべきではないですか。環境大臣、いかがですか。

最後に、改正案では、京都メカニズムの活用を

検討し、必要な措置を講ずるとしています。しか

し、排出量取引などの京都メカニズムの活用は、

批判され、京都議定書でも、国内対策に対して補

足的なものと規定されたものではありませんか。

は、国内及び国際的な約束の達成のため、税、課

徴金等の経済的手法の利用拡大を含む、バランス

のとれたポリシーミックスを組み込んだ地球温暖

化対策の国内制度を構築することと指摘されてい

ます。

そこで、改めてお尋ねします。

改めてお尋ねします。

くとも、内外と言った方がいいかもしませんが、いろいろと、温暖化ガスの発生防止については、協力できるものはあるわけです。そういうた
分野については、今後も日米間で具体的に協議してまいりたいと思っておりますし、いずれ京都議定書に早く入るようについて、引き続き申し続けてまいりたいと思っております。

それから、温暖化が非常に危機的な状況だということについて大臣としてどう認識しておるかと
いう御質問でござります。

微存のとおりに国連の調査機関によると、す IPCO 等でもいろいろな数字やら見通しが出ておりまして、地球温暖化によって、高山植物など多くの生物が生息する高層山地では、

どうが非常に生態系が崩れる、あるいは氷河などが大分もう解けかけておる、あるいは世界界じゅうの

海が、海水面が上がるとか、いろいろと、これはすぐ来年とは言わなくとも、これから五年、十

年、二十年とあれば当然にそういう状況が進んでくるということは予測、これは決して単なる予

測ではなくて、科学的にいろいろと資料を含めての予測でござりますから、十分にそいつた緊急

性は意識に入れながら、今後の政策を進めてまいりたいと思っております。

それから、国内対策として、事業所ごとの温室効果ガス排出量の報告と第三者機関の検証など、実効性のある制度を整備していくべきではないか。

実効性のある制度を盛り込むべきではないかといふことになりました。

テップとしては、排出量の公表などを責任を持つてするようなどいふことで、事業者の自主的な取

り組みをやつてもう一つ、その上でまた一つ、その結果を見て必要なことを考えたいというふうに

思つております。

それから、新大綱では、経済界のいろいろな取り組みというのが主として自主的ということで、規制的な措置や具体的な経済的な手法などが十分に盛り込まれていない、先送りだ、こういう御批

現段階では、やはり私は、自主的にやってもら
うということに十分な意味があると思っておりま
す。

す。経団連の自主行動計画等による取り組みは、これまでも実際に省エネ等では日本としては十分

な実績を上げてきておるわけでござりますから、まず第一ステップとしては、その取り組み内容

を、できるだけ透明性、信頼性、そして実効性と
いうようなものを確保しながら取り組んでもらう

ようにも、私どもとしても引き続き申し続けたいと思つております。

また、具体的には、この新大綱におきましても、ある程度、定量的な裏づけというものを示した旨種類を超える対策、施策りパッケージという

か正利類を越えます。旗賀の人物は、少しものをしておるとこでござりますので、これを中心としてとりあえずは寒暄してまいりたいと

そういうふうに思つております。
それから、今度の新大綱に基づくいろいろな措

置といつものも、一遍決めたからずつそのまま
というふうではないでございませんで、一年目あるいは

五年目には見直して、また必要なことは強化してまいりたいと思っております。

次に、国内対策としての、産業分野などからのエネルギー起源のCO₂やフロン類の大軒な削減

を盛り込む目標計画画をつくるべきではないかといふような」といいます。

平成十四年四月十八日 衆議院会議録第二十五号

正する法律案の趣旨説明に対する藤木洋子君の質疑

それから、森林吸収についてのいろいろな数字が
出ておるけれども、これは非常に不確かなもの
だ、むしろ、省エネなど代替フロンの削減など、
別の国内対策に力を入れたらどうか、こうい
うようなことでござります。

を書いていいわけじゃないので、十分にいろいろと根拠があるて、一応ある程度の資料も持った上で、日本政府としては三・九%という数字を今六%の中で実行しようということで目標にしておるわけでございまして、これは今後も、今お話をございました、ほかの省エネ、代替フロンの削減とか、そういうものともあわせて一緒に前進してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、京都メカニズムの活用による財政支出を減らすため、その分を民生部門の削減に振り向けることなどは国民の理解が到底得られない云々というお話がございました。

私、ちょっとと御質問の趣旨が必ずしもよくわから
らないのですけれども、別に、京都メカニズムを
初めから固定したものとして考えていたわけでは
ございませんで、新大綱の策定の過程で、京都メ
カニズムの活用を減らして、その分を民生部門の
削減に振り向けたのは決してございません。
そういう意味での経過というのはありませんの
で、それは、京都メカニズムにしろ民生にしろ、
それぞれ内容を考えた上で一応の目標数値を出し
ておりますので、そのように御理解いただきたい

○國務大臣（川口順子君） 京都議定書を発効させ
以上でござります。（拍手）
〔國務大臣川口順子君登壇〕

る国際的なリーダーシップについてのお尋ねがございました。

ルギー部会及びその工
重ねてまいりました。

温室効果ガスの排出量の急増が懸念される中で、京都議定書は国際的取り組み強化への重要な第一步だと考えております。この考え方のもと、政府は、今国会での京都議定書締結の承認を求めています。

に向けて、二国間協議や多国間協議の場を活用して、各国に対しても京都議定書の締結を働きかけていく考えであります。(拍手)

○國務大臣平沼赳氏君登壇

(國務大臣平沼赳氏君登壇)

新エネルギーの普及拡大策についてのお尋ねであります。

風力、太陽光など新エネルギーにつきましては、

は、政府といたしましても、これまで、自治体や事業者向けの先進的な新エネルギー導入への補助や住宅用太陽光、クリーンエネルギー自動車などの初期需要創出による市場自立化のための補助など、各種支援策を講じてきているところでございまして、御指摘のとおり、今後とも一層力を入れて推進してまいりたい、このように思っておりま

今後におきまして一層新エネルギーを普及拡大するための手法として、ドイツの例をお出しになりました。

い取り制度、いわゆるRPS制度などの制度を対象に、我が国にふさわしい制度のあり方について、これまで、総合資源エネルギー調査会新エネ

議長の報告

一一

—

四庫全書

卷之三

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長

一〇

○副議長(渡部恒三君) 本日は
たします。

良(渡部恒三君) 本日は

出席國務大臣

外務大臣川口順子君

文部科学大臣 遠山 敦子君
厚生労働大臣 坂口 力君
経済産業大臣 平沼赳氏君

國土交通大臣 環境大臣 国務大臣 福田 康夫
扇 千景君 浩君

上級の授業

（法律公布奏上及び通知）

旨参議院に通知した。
自然公園法の一部を改正する法律

一、昨十七日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 塩田晋君（理事塩田晋君去る八日
委員辞任につきその補欠）

(確定給付企業年金法の一部改正)

第十七条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第一項中「次に掲げる額を合算して得た金額」を「政令で定める額」に、「当該附則別表の上欄に定める月数」を「政令で定める月数」に改め、

に定める月数」を「政令で定める月数」に改め、同項目各号を削る。

(確定給付企業年金法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正後の確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の規定は、施行日以後に効力が生じた退職金共済契約については、適用し、施行日前退職金共済契約については、なお従前の例による。

理由

最近における経済社会情勢の変化に対応して、中小企業退職金共済制度の長期的な安定を図るために、退職金額の算定方法について見直しを図るとともに、労働者退職金共済機構の業務を縮小するほか、理事長、副理事長及び理事の業務上の余裕がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法

法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、中小企業退職金共済制度の長期的な安定を図るために、経済及び金融の情勢に的確に対応できるよう退職金額の算定方法について見直す。

直しを図るとともに、労働者退職金共済機構(以下「機構」という。)の理事長等の義務等について規定する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(以下「機関」という。)の理事長等の義務等について規定する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

率並びに退職の見込数及び契約の解除の見込数を勘査して、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定めるものとすること。

1 退職金共済契約に係る退職金額は、予定期並びに退職の見込数及び契約の解除の見込数を勘査して、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定めるものとすること。

2 特定業種退職金共済契約に係る掛金日額の範囲を、引き上げるものとすること。

3 余裕金の運用業務に関して、機構の理事長等の忠実義務、禁止行為を規定するものとすること。

4 余裕金の運用に関し、機構は、運用の目的等を定めた基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならないものとすること。また、信託会社への信託を認めるとともに、投資顧問業者との投資一任契約で運用する場合の厚生労働大臣の承認を廃止するものとすること。

5 機構が行う保健施設等の設置及び運営の業務並びに従業員福祉施設の設置等のための資金貸付の業務を廃止するものとする。

6 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

議案の可決理由

最近における経済社会情勢の変化に対応して、中小企業退職金共済制度の長期的な安定を

図るために、退職金額の算定方法について見直しを図るとともに、余裕金の運用に係る理事長等の忠実義務を新たに設けること等は、時宜に適

するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月十七日

衆議院議長 総務・民輔殿
厚生労働委員長 森 英介

[別紙]

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

右
平成十四年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

右
平成十四年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右
平成十四年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右
平成十四年三月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

積極的に進める」と。また、特定業種退職金共済制度において、引き続き共済手帳の交付及び共済証紙の貼付の履行確保に努めること。

四 適格退職年金制度の廃止が予定されていることに鑑み、中小企業退職金共済制度への移行について遺漏なきように行うこと。

この法律において「子会社」とは、会社がその総株主(総社員を含む。以下同じ。)の議決権(商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。第四章において同じ。)の過半数を有する他の国内の会社をいう。

第七条第一項中「第三条の下に「又は前条」を加える。

第八条の二第二項中「前条第一項第一号、第四号又は第五号」を「前条第一項」に改める。

第九条第一項中「事業支配力」を「他の国内の会社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより事業支配力」に、「持株会社」を「会社」に改め、同条第二項中「同じ。」は、「の下に「他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより」を加え、「持株会社」を「会社」に改め、同条第七項中「持株会社」を「会社」に改め、同条第六項中「持株会社は」を「次に掲げる会社は」に、「当該持株会社」を「当該会社」に、「国内の会社の総資産の額に限る。」を「公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。」で国内の会社に係るものに、「三千億円」を、「それぞれ当該各号に掲げる金額」に、「三箇月」を「三月」に改め、同項に次のただし書き及び各号を加える。

ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の当該会社の総資産の額に

対する割合が百分の五十を超える会社(次号において「持株会社」という。) 六千億円

一 銀行業、保険業又は証券業を営む会社(持株会社を除く。) 八兆円

三 前二号に掲げる会社以外の会社 一兆円

第九条第五項中「第一項及び第二項」を「前一項」に、「事業支配力が過度に集中すること」を「事業支配力が過度に集中すること」とし、「持株会社を」「会社」に、「その他持株会社」を「その他当該会社」に、「国内」を「他の国内」に改め、同項の次に次の二項を加える。

会社及びその「若しくは」以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなして、この条の規定を適用する。

第九条第三項及び第四項を削る。

第九条の一を削る。

第十条第二項中「金融業以外の事業を営む」を削り、同項ただし書き中「場合」の下に「銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社(銀行業又は保険業を営む会社が業務として株式を取得し、又は保有する会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)の株式を取得し、又は所有する場合及び証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合」を加える。

第十一条第一項中「金融業」を「銀行業又は保険業」に改め、同項第一号を削り、同項第三号中「利益をもつてする」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「場合」を「場合」に改め、同号

五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に

対する投資事業を営むことを約するものにより成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)

第五十条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条に、「二箇月」を「一月」に改め、同条第四項中「発送した」を「発した」に改め、同項ただ

し書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十四条第一項中「第六項若しくは第七項、第五十五条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条に、「国内」を「他の国内」に改め、同項ただ

し書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十四条第一項中「第六項若しくは第七項、第四項中「発送した」を「発した」に改め、同項ただ

し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うこと

となつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

第十一條第二項中「第二号までの場合」を「第三号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

第六十九条の二中「第九十九条」の下に「第一百一条」を、「第一百六条」の下に「第一百八条」を、「第一百六条」の下に「裁判長」とあり、及びを加え、同条を第六十九条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十九条の四 公正取引委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

に、「第八条第一項第一号、第四号又は第五号」を「第八条第一項」に改める。

第四十八条の二第三項中「発送した」を「発した」に、「二箇月」を「一月」に改め、同条第五項中「が到達した」を「の送達があつた」に改める。

第五十条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条に、「二箇月」を「一月」に改め、同項ただ

し書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十四条第一項中「第六項若しくは第七項、第五十五条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条に、「国内」を「他の国内」に改め、同項ただ

し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うこと

となつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

第十一條第二項中「第二号までの場合」を「第三号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

号まで及び第六号の場合(同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権行使することができる場合)及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行ふことができる場合を除く。」に、「金融業」を「同項第三号

三 前条において準用する民事訴訟法第八条の規定により外国の管轄官厅に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。

公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から一週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

外国においてすべき送達についてした公示送达にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第六十九条の次に次の二条を加える。

第六十九条の二 送達すべき書類は、この法律に規定するものほか、公示取引委員会規則で定める。

第七十条の二中「又は承認」を削る。

第八十九条第一項中「一に」を「いざれかに」に改め、「一に」を削る。

第九十一条中「一に」を「いざれかに」に改め、「一に」を削る。

第九十二条第一項中「一に」を「いざれかに」に改め、「これを」を削り、同条第一号を削り、同条第一号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までを「一号を同条第一号とし、同条第二号中「第九条第一号」を同条第一号とし、同条第三号中「第九条第一号」を

六項」を「第九条第五項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「第九条第七項」を「第九条第六項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号から第十二号までを「一號ずつ繰り上げる。第九十二条の二第一項中「且つ」を「かつ」に改める。

第九十三条中「これ」を削る。

第九十四条の二中「一に」を「いざれかに」に改め、「これ」を削る。

第九十五条第一項第一号中「一億円」を「五億円」に改め、同項第二号中「第四号」を「第三号」に改める。

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第二項、第八条の二第二項、第四十八条第二項、第四十八条の二第三項及び第五项、第五十条第一項及び第四项、第五十四条第二項、第五十八条第一項並びに第六十九条の二の改正規定、同条を第六十九条の三とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規定、第九十五条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、次条の規定、附則第九条中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十五条の四の改正規定並びに附則第十条及び第十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

係る部分に限る。)の規定に違反する行為を排除するためには、必要な措置については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第九条の二第一項に規定する金融業を営む会社であつて新法第十条第一項に規定する株式所有会社に該当するもの(以下この条において「株式所有金融会社」という。)が同項に規定する株式発行会社の株式を所有している場合における当該株式所有金融会社についての同項の規定の適用については、同項中「取得し、又は所有する場合」とあるのは「所有している場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第
号)の施行の日前に同法による改正前のこの法律第十一条第一項ただし書又は同条第二項の認可を受けている場合を除き」と、「当該取得し、又は所有する」とあるのは「当該所有している」と、その超えることとなつた日」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正す

る法律の施行の日」とする。

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(政令への委任)

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(農業協同組合法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第九条第三項」を「第九条第五項第一号」に改める。

附則

を事業者が予測可能なものにするとともに、過度な規制とならないよう十分配慮すること。

二 経済社会構造を改革し、公正かつ自由な競争を通じて我が国経済を活性化させるため、規制緩和とともに競争政策の積極的な展開が求められている状況にかんがみ、公正取引委員会の体制等の一層の整備、強化を図るとともに、同委員会の政府部内における位置付けについては、厳格な独立性、中立性を確保する観点からよりふさわしい体制への移行を検討すること。

三 経済の国際化に伴い、我が国の市場に影響を及ぼす国際カルテルや反競争的な企業結合等に対応するため、競争分野における二国間協力協定の締結を進めるとともに、多国間での協定締結に向けて我が国が主導的な役割を果たすこと。

四 世界的な大競争時代における産業再編を通じて、企業間の規模の較差がさらに拡大することにより、不公平な取引の強要など中小企業、信用金庫等が不利益を被ることがないよう、下請取引の適正化、独占禁止法の厳正な執行に万全を期すること。

五 独占禁止法違反行為に対する抑止力の強化の観点から、課徴金・刑事罰や公正取引委員会の調査権限の在り方を含めた違反行為に対する措置体系全体について早急に見直すこと。

六 この法律の施行後、経済的・社会的環境の変化を見究めるとともに、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、速やかに新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右
テロリズムに対する資金供与の防止に関する
国際条約の締結について承認を求めるの件
平成十四年二月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

件
テロリズムに対する資金供与の防止に関する
国際条約の締結について承認を求めるの件
テロリズムに対する資金供与の防止に関する
国際条約の締結について承認を求めるの件

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。この条約は、一定のテロリズムの行為を行ったために使用される資金を提供し又は収集する行為を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定、その犯罪に使用された資金の没収等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際協力の強化に資するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

前文
この条約の締約国は、
国際の平和及び安全の維持並びに善隣主義、諸
國の防衛に關する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十四年四月十八日 衆議院会議録第二十五号

国間の友好関係及び諸国間の協力の促進に関する
国際連合憲章の目的及び原則に留意し、あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的な規模で増大していることを深く憂慮し、

また、千九百九十四年十一月九日の国際連合総会決議第六十号(第四十九回国会期)並びにその附属書である国際的なテロリズムを廃絶するための措置に関する宣言であつて、国際連合加盟国が、テロリズムのあらゆる行為、方法及び実行(諸国及び諸国民の間の友好関係を害し並びに領土保全及び安全を脅かすものを含む。)を、行われた場所及び行った者のいかんを問はず、犯罪でありかつ正当化することができないものとして無条件に非難することを厳粛に再確認したものと見むこの問題についての関連するすべての国際連合総会決議を想起し、

また、千九百九十六年十一月十七日の国際連合総会決議第二百十号(第五十一回国会期)3(a)から(f)までに定める措置の実施を特に考慮することを国際連合総会が諸国に要請した千九百九十七年十二月十五日の国際連合総会決議第百六十五号(第五十二回国会期)を想起し、

さらに、千九百九十六年十一月十七日の国際連合総会決議第二百十号(第五十一回国会期)によつて設置された特別委員会が、関連する既存の国際文書を補完するためテロリストのための資金供与の防止に関する国際条約案を作成すべきであることを国際連合総会が決定した千九百九十八年十二月八日の国際連合総会決議第百八号(第五十二回国会期)を想起し、

テロリズムに対する資金供与が国際社会全体にとって重大な関心事であることを考慮し、国際的なテロリズムの行為の数及び重大性はテロリストが得る資金に依存することに留意し、若しくは有すると主張する組織又は武器の不正取引、薬物の取引、恐喝等の不法な活動(テロリズム)に対する資金供与を防止し、特にこ

トの活動に対する資金供与のための人の搾取を含む。)を行う組織を通じた間接的なものであるかを問わず、適当な国内措置により防止し及び対処するための措置をとること、並びに特に、正当な資本の移動の自由を何ら妨げることなく、テロリストの目的のために意図されている疑いのある資金の移動を防止し及びこれに対処するための規制措置をとることを考慮し、かつ、そのような資金の国際的な移動に関する情報の交換を強化することを国際連合総会がすべての国に要請した規定を想起し、

また、千九百九十六年十一月十七日の国際連合総会決議第二百十号(第五十一回国会期)3(a)から(f)までに定める措置の実施を特に考慮することを国際連合総会が諸国に要請した千九百九十七年十二月十五日の国際連合総会決議第百六十五号(第五十二回国会期)を想起し、

さらに、千九百九十六年十一月十七日の国際連合総会決議第二百十号(第五十一回国会期)によつて設置された特別委員会が、関連する既存の国際文書を補完するためテロリストのための資金供与の防止に関する国際条約案を作成すべきであることを国際連合総会が決定した千九百九十八年十二月八日の国際連合総会決議第百八号(第五十二回国会期)を想起し、

テロリズムに対する資金供与が国際社会全体にとって重大な関心事であることを考慮し、国際的なテロリズムの行為の数及び重大性はテロリストが得る資金に依存することに留意し、また、既存の多数国間の法的文書がそのような資金供与につき明示的に取り扱っていないことに留意し、テロリズムに対する資金供与を防止し、特にこ

のような行為を行った者の訴追及び処罰によってこれを防止するための効果的な措置を立案し及びとるに当たって諸国間の国際協力を強化することが急務であることを確信して、

第一条

この条約の適用上、

「資金」とは、有形であるか無形であるか、動産であるか不動産であるか及び取得の方法のいかんを問わず、あらゆる種類の財産及びこれら

の財産に関する権原又は権利を証明するあらゆる形式の法律上の書類又は文書(電子的な又はデジタル式のものを含む。)をい。これらの書類又は文書には、少なくとも銀行信用状、旅行小切手、銀行小切手、為替証書、株券、有価証券、債券、手形及び信用状を含む。

2 「国又は政府の施設」とは、国の代表者、政

府、立法機関若しくは司法機関の構成員、國そ

の他公の当局若しくは団体の職員若しくは被用

者又は政府間機関の被用者若しくは職員がその

公務に関連して使用し又は占有する常設又は臨

時の施設及び輸送機関をいう。

3 「収益」とは、第二条に定める犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた資金をいう。

第二条

1 その全部又は一部が次の行為を行つたために使

用されることを意図して又は知りながら、手段

のいかんを問わず、直接又は間接に、不法かつ故意に、資金を提供し又は収集する行為は、この条約上の犯罪とする。

(a) 附属書に掲げるいづれかの条約の適用の対

象となり、かつ、当該いづれかの条約に定められる犯罪を構成する行為

況における敵対行為に直接に参加しないもの

の死又は身体的重大な傷害を引き起こすこと

又は何らかの行為を行うこと若しくは行わな

いことを政府若しくは国際機関に対して強要

することである場合に限る。

(b) 文民又はその他の者であつて武力紛争の状況における敵対行為に直接に参加しないもの

の死又は身体的重大な傷害を引き起こすこと

又は何らかの行為を行うこと若しくは行わな

いことを政府若しくは国際機関に対して強要

することである場合に限る。

2 (a) 附属書に掲げるいづれかの条約の締約国でない締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託に際し、この条約の自国についての適用上、当該いづれかの条約が1(a)に規定する附属書に含まれないものとみなすこと

を宣言することができる。その宣言は、当該いづれかの条約が当該締約国について効力を生じた後直ちに効力を失つ。当該締約国は、

この事実を寄託者に通報する。

(b) 締約国は、附属書に掲げるいづれかの条約の締約国でなくなる場合には、当該いづれかの

条約について、この条に定める宣言を行うことができる。

3 1に定める行為が犯罪を構成するためには、

この事に對して寄与する行為。ただし、故意に行われ、かつ、次のいづれかに該当する場合に限る。

1の責任を負うことは、犯罪を行つた個人の行為である。

2 1の責任を負うことは、犯罪を行つた個人の

行為である。

3 締約国は、特に、1の規定に従つて責任を負

う法人に対し、効果的な、均衡がとれたかつ抑止力のある刑事上、民事上又は行政上の制裁が科されることを確保する。当該制裁には、金銭的制裁を含めることができる。

4 第三条

(i) 当該集団の犯罪活動又は犯罪目的の達成を助長するため寄与する場合。もつと

も、当該犯罪活動又は犯罪目的が1に定め

る犯罪の実行に關係するとき限る。

(ii) 1に定める犯罪を実行するという当該集

団の意図を知りながら寄与する場合

5 第四条

この条約は、犯罪が單一の国において行われ、容疑者が当該国の国民であり、当該容疑者が当該国領域内に所在し、かつ、他のいづれの国も第

七条1又は2の規定に基づいて裁判権行使する根拠を有しない場合には、適用しない。ただし、

第十二条から第十八条までの規定は、適當なとき

はこれらの場合についても適用する。

6 第五条

締約国は、次のことのために必要な措置をとること。

(a) 第二条に定める犯罪を自国の国内法上の犯

罪とする。

(b) (a)の犯罪について、その重大性を考慮した

適当な刑罰を科すことができるようにする

こと。

7 第六条

締約国は、この条約の適用の対象となる犯罪行為が政治的、哲學的、思想的、人種的、民族的、宗教的又は他の同様の考慮によつていかなる場合にも正当化されないと確保するため、必要な措置(適當な場合には、国内立法を含む。)をとる。

8 第七条

1 締約国は、次の場合において第二条に定める

犯罪についての自國の裁判権を設定するため、

必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自國の領域内で行われる場合

(b) 犯罪が、当該犯罪の時に自國を旗國とする

船舶内又は自國の法律により登録されている

航空機内で行われる場合

2 締約国は、次の場合において第二条に定める

犯罪についての自國の裁判権を設定することができ

(c) 犯罪が自國の国民によつて行われる場合

(a) 犯罪が、同条1(a)若しくは(b)に定める犯罪

に定め、当該法人が責任を負うこと可能と

するため必要な措置をとる。当該責任は、刑

事上、民事上又は行政上のものとすることがで

きる。

2 1の責任を負うことは、犯罪を行つた個人の

行為である。

3 締約国は、特に、1の規定に従つて責任を負

う法人に対し、効果的な、均衡がとれたかつ抑

止力のある刑事上、民事上又は行政上の制裁が

科されることを確保する。当該制裁には、金銭的制裁を含めることができる。

(b) 犯罪が、同条1(a)若しくは(b)に定める犯罪であつて国外にある自國の國若しくは政府の施設(自國の外交機関及び領事機関の公館を含む。)に対して行われるもの実行のために行われ、又は当該実行をもたらした場合
(c) 犯罪が、同条1(a)若しくは(b)に定める犯罪であつて何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを自國に対し強要する目的で行われるものために行われ、又は当該犯罪をもたらした場合
(d) 犯罪が自國の領域内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合
(e) 犯罪が自國の政府の運航する航空機内で行われる場合

1 締約国は、自國の法的原則に従い、第二条に定める犯罪の実行を目的として使用され又は配分されたあらゆる資金及び当該犯罪から生じた収益について、没収を行い得るようにするために特定し、発見し及び凍結し又は押収するための適切な措置をとる。
2 締約国は、自國の法的原則に従い、第二条に定める犯罪の実行を目的として使用され又は配分された資金及び当該犯罪から生じた収益を没収するための適切な措置をとる。
3 関係締約国は、この条に規定する没収から生じた資金を定期的に又は個々の場合に応じて他の締約国との間で配分することについて協定を締結することを考慮することができる。
4 締約国は、この条に規定する没収から生じた資金を第二条1(a)若しくは(b)に定める犯罪の被害者又はその家族に対する補償のために使用する仕組みを確立することを考慮する。

1 第二条に定める犯罪を行つた者又はその疑いのある者が自國の領域内に所在している可能性があるとの情報を受領した締約国は、その情報に含まれている事実について調査するため、自國の国内法により必要な措置をとる。
2 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によつて正当であると認める場合は、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者は、訴追又は引渡しのため当該犯人又は容疑者を除くほか、締約国が自國の国内法に従つて設定した刑事裁判権の行使を排除するものではない。
3 いづれの者も、自己について2の措置がとられている場合には、次の権利を有する。
(a) 当該者の国籍国その他当該者の権利を保護する資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者が領域内に常居所を有する国最寄りの適切な代表と連絡を取り権利
(b) (a)の国の代表の訪問を受ける権利
(c) (a)及び(b)に定める自己の権利について告げられる権利
4 3に定める権利は、犯人又は容疑者が領域内に所在する国の法令に反しないように行使する。当該法令は、3に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならぬ。
5 3及び4の規定は、第七条1(c)又は2(d)の規定に従つて裁判権を設定した国が、赤十字国際委員会に対し容疑者と連絡を取り又は容疑者を訪問するよう要請する権利を害するものではない。

1 第二条に定める犯罪は、この条約が効力を生ずる前に締約国間に存在する犯罪人引渡し条約における引渡し犯罪とみなされる。締約国は、相互間でその後締結されるすべての犯罪人引渡し条約に同条に定める犯罪を引渡し犯罪として含めることを約束する。
2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第二条に定めた犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国(の法令に定める他の条件に従う)。
3 いづれの者も、自己について2の措置がとられている場合には、次の権利を有する。
(a) 当該者の国籍国その他当該者の権利を保護する資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者が領域内に常居所を有する国最寄りの適切な代表と連絡を取り権利
(b) (a)の国の代表の訪問を受ける権利
(c) (a)及び(b)に定める自己の権利について告げられる権利
4 3に定める権利は、犯人又は容疑者が領域内に所在する国の法令に反しないように行使する。当該法令は、3に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならぬ。
5 3及び4の規定は、第七条1(c)又は2(d)の規定に従つて裁判権を設定した国が、赤十字国際委員会に対し容疑者と連絡を取り又は容疑者を訪問するよう要請する権利を害するものではない。

座の開設を禁止する規則を定めること、及び当該機関が当該開設に係る取引についての真の権利者の身元を確認することを確保する措置をとること。

(ii) 法人の身元の確認に關し、必要な場合は、法人の設立の証拠(当該法人である顧客の名称、法的形態、所在地、取締役及び当該法人を拘束する権限を規定に関する情報を含む。)を公の登録簿若しくは当該法人である顧客から又はこれらの双方から得ることにより、当該法人である顧客の法的な存在及び構成を確認する措置をとることを金融機関に要求すること。

(iii) 金融機関に対し、明白な、かつ、經濟的又は明らかに合法的な目的を有しないすべての複雑な、通常と異なるかつ大規模な取引及び通常と異なる取引の形態を権限のある当局に速やかに報告する義務を課すことを定めること。金融機関は、善意によりその疑いを報告する場合には、情報の開示に関するいかなる制限の違反についても、刑事上又は民事上の責任を問われない。

(iv) 金融機関に対し、取引(国内取引及び国際取引の双方)に関するすべての必要な記録を少なくとも五年間保持するよう要求すること。

2 締約国は、次の措置を考慮することにより、第二条に定める犯罪の防止について更に協力する。

(a) 送金に係るすべての機関を監督するための措置(例えば許可制度を含む。)

(b) 現金及び持參人による譲渡可能な証書の物理性に国境を越える輸送を発見し又は監視する。

るための実行可能な措置。ただし、情報の適正な使用を確保するための厳格な保障を条件とし、かつ、資本の自由な移動を何ら妨げないものとする。

3 締約国は、自國の国内法に従って正確なかつ確認された情報を交換し、かつ、第二条に定めた犯罪を防止するために適宜とする行政上の措置その他の措置を調整すること、特に次のことにより、当該犯罪の防止について更に協力する。

(a) 当該犯罪のすべての側面に関する情報の確實かつ迅速な交換を促進するため、権限のある機関相互間の連絡の経路を設け及び維持すること。

(b) 当該犯罪について次の事項に関する照会を行ふに当たり、相互に協力すること。

(i) 当該犯罪に關係しているとの十分な疑いがある者の特定、所在及び活動

(ii) 当該犯罪の実行に関連する資金の移動

4 締約国は、国際刑事警察機構を通じて情報を交換することができる。

第十九条

容疑者を訴追した締約国は、自國の法令又は関係手続に従い、訴訟手続の確定的な結果を国際連合事務総長に通報する。同事務総長は、その情報を他の締約国に伝達する。

第二十条

締約国は、國の主權平等及び領土保全の原則並びに国内問題への不干涉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。

3 提案された改正は、その通報の後百八十日以内に締約国の三分の一が書面による通告を行うことによって反対しない限り、採択されたものとする。

4 採択された附屬書の改正は、当該改正についての二十二番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された後三十日で、これらの文書を寄託したすべての締約国について効力を生ずる。当該改正についての二十二番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された後に当該改正を批准し、受諾し又は承認する締約国については、当該改

正の実行可能な措置。ただし、情報の適正な使用を確保するための厳格な保障を条件とし、かつ、資本の自由な移動を何ら妨げないものとする。

この条約のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国の領域内において、当該他の締約国がその国内法により専ら有する裁判権を行使する権利及び任務を遂行する権利を与えるものではない。

第二十三条

1 附屬書は、次の要件を満たす関連条約を加えることによる改正を行うことができる。

(a) すべての国に開放されていること。

(b) 効力を生じていること。

(c) この条約の締約国の中少くとも二十二の国が批准し、受諾し、承認し又は加入していること。

2 いづれの締約国も、この条約が効力を生じた後は、1の改正を提案することができる。改正のための提案については、寄託者に對し書面により送付する。寄託者は、1の要件を満たす提案をすべての締約国に通報し、提案された改正を採択すべきかどうかについて締約国の見解を求める。

3 提案された改正は、その通報の後百八十日以内に締約国の三分の一が書面による通告を行うことによって反対しない限り、採択されたものとする。

4 採択された附屬書の改正は、当該改正についての二十二番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された後三十日で、これらの文書を寄託したすべての締約国について効力を生ずる。当該改正についての二十二番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された後に当該改正を批准し、受諾し又は承認する締約国については、当該改

正は、その批准書、受諾書又は承認書を當該締約国が寄託した後三十日目に効力を生ずる。

第二十四条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によって解決することができないものは、いづれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いづれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って請求を行ふことにより、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付したいづれの国も、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十五条

1 この条約は、二千零一年一月十日から二千零一年十二月三十一日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

1 この条約は、二十二番目の批准書、受諾書、

承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

二十一番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十七条

1 いづれの締約国も、国際連合事務総長に対し書面による通告を行ふことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第二十八条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとくじ正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付す。以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、二千年一月十日にニューヨークにある国際連合本部で署名のために開放されたこの条約に署名した。

附屬書

1 航空機の不法な奪取の防止に関する条約(千九百七十年十二月十六日にハーグにおいて作成)
2 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(千九百七十九年九月二十三日にモントリオールにおいて作成)

3 國際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約(千九百七十三年十二月十四日に国際連合総会において採択)

4 人質をとる行為に関する国際条約(千九百七十九年十一月十七日に国際連合総会において採択)

5 核物質の防護に関する条約(千九百八十年三月三日にウイーンにおいて採択)

6 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書(千九百八十八年二月二十四日にモントリオールにおいて作成)

7 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(千九百八十八年三月十日にローマにおいて作成)

8 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書(千九百八十八年三月十日にローマにおいて作成)

9 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(千九百九十七年十一月十五日に国際連合総会において採択)

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書 事件の目的及び要旨

重大なテロ事件が発生する中で、テロリズムに対する資金供与の問題への取組の必要性が強く認識されるようになつたことを背景として、平成八年七月にG7及びロシアが参加してパリ

で開催されたテロリズムに関する閣僚会合において、テロリズムに対する資金供与を阻止することとなつた。これを受けて、国際連合総会決議第二百十号により設置されたアド・ホック委員会において条約の草案の検討が行われた結果、平成十一年十一月九日、第五十四回国際連合総会において、この条約が採択された。

本条約は、一定のテロリズムの行為を行つて、テロリズムに対する資金供与を又は収集する行為を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定、その犯罪に使用された資金の没収等につき規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一定のテロ行為(ハイジャック、爆弾テロ等既存のテロ防止関連条約上の犯罪及び他のテロ目的の殺傷行為)に使用されるための資金を提供し又は収集する行為等を、当該資金が実際に使用されたか否かを問わず、この条約上の犯罪とすること。

2 締約国は、1に定める犯罪を自国の国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適切な刑罰を科することができるようにして、

3 締約国は、1に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

4 締約国は、1に定める犯罪の実行を目的として使用され又は分配された資金及び当該犯罪から生じた収益を没収するための適切な措置をとること。

5 容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さないときは、犯罪が自国の領域内で行われたものであるか否かを問わず、自國

の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負うこと。

締約国は、自国の領域内又は領域外で行われる1に定める犯罪の自国の領域内における準備を防止し及びこれに対応するため、必要な場合には国内法令を適合させることを含むあらゆる実行可能な措置をとることにより、当該犯罪の防止について協力すること。

なお、本条約は、平成十四年四月十日に効力を生じており、我が国については批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由
本条約を締結することは、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際協力の強化に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

本条約を締結することは、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際協力の強化に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
平成十四年四月十七日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
外務委員長 吉田 公一

マニ・ションの建替えの円滑化等に関する法律案
平成十四年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

目次

マンションの建替えの円滑化等に関する法律
第一章 総則(第一条～第四条)
第二章 施行者
第一節 マンション建替事業の施行(第五条)
第二節 マンション建替組合
第三節 設立等(第九条～第十五条)
第四節 管理(第十六条～第二十七条)
第五節 解散(第二十八条～第四十三条)
第六節 税法上の特例(第四十四条)
第七節 個人施行者(第四十五条～第五十四条)
第八節 権利交換手続
第九節 手続の開始(第五十五条～第五十六条)
第十節 権利交換計画(第五十七条～第六十七条)
第十一節 権利の交換(第六十八条～第七十一条)
第十二節 工事完了等に伴う措置(第八十一条～第八十九条)
第十三節 貸借人等の居住の安定の確保に関する施行者等の責務(第九十条)
第十四節 雜則(第九十一条～第九十六条)
第十五章 危険又は有害な状況にあるマンション

の建替えの促進のための特別の措置
第一節 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの勧告等(第二百二十二条・第二百三十三条)
第二節 貸借人居住安定計画の認定等(第四百四十二条～第四百六十二条)
第三節 転出区分所有者居住安定計画の認定等(第二百二十二条～第二百六十二条)
第四節 貸借人等の居住の安定の確保等に関する措置(第二百二十七条～第二百二十四条)

以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地(これに隣接する土地を含む。)にマンションを新たに建築することをいう。
三 再建マンション マンションの建替えにより新たに建築されたマンションをいう。
四 マンション建替事業 この法律(第五章)で定めるところに従って行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。
五 施行者 マンション建替事業を施行する者をいう。
六 施行再建マンション マンション建替事業を施行する現に存するマンションをいう。
七 施行再建マンション マンション建替事業の施行により建築された再建マンションをいう。
八 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第一項に規定する区分所有権をいう。
九 区分所有者 区分所有法第二条第二項に規定する区分所有者をいう。
十 専有部分 区分所有法第二条第三項に規定する専有部分をいう。
十一 共用部分 区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。
十二 マンションの敷地 マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定によるマンションの敷地とされた土地をいう。
十三 敷地利用権 区分所有法第二条第六項に規定する敷地利用権をいう。

十四 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるのを除く。
十五 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなるのを除く。
十六 國及び地方公共団体の責務
十七条 國及び地方公共団体は、マンションの建替えの円滑化等を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
十八条 (基本方針)
十九 国土交通大臣は、マンションの建替えの円滑化等に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
二十 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 マンションの建替えの円滑化等を図るために講すべき施策の基本的な方向
二 マンションの建替えに向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項
三 マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業の円滑な実施に関する事項
四 再建マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項
五 マンションの建替えが行われる場合における従前のマンションに居住していた賃借人(一時使用のための賃借をする者を除く。以下同じ。)及び転出区分所有者(従前のマンションの区分所有者で再建マンションの区分所有者とならないものをいう。以下同じ。)の

(役員の解任請求)

第二十三条 組合員は、総組合員の三分の一以上
の連署をもって、その代表者から、組合に対
し、理事又は監事の解任の請求をすることがで
きる。

2

前項の規定による請求があつたときは、組合
は、直ちに、その請求の要旨を公表し、これを
組合員の投票に付さなければならない。

3

理事又は監事は、前項の規定による投票にお
いて過半数の同意があつたときは、その地位を
失う。

4

前三項に定めるものほか、理事及び監事の
解任の請求及び第二項の規定による投票に関し
必要な事項は、政令で定める。

(役員の職務)

第二十四条 理事長は、組合を代表し、その業務
を総理する。

2

理事は、定款の定めるところにより、理事長
を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故
があるときはその職務を代理し、理事長が欠け
たときはその職務を行つ。

3

定款に特別の定めがある場合を除くほか、組
合の業務は、理事の過半数で決する。

4

組合と理事長との利益が相反する事項につい
ては、理事長は、代表権を有しない。この場合
においては、監事が組合を代表する。

5

理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支
決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を
添えて、これを通常総会に提出し、その承認を
求めなければならない。

6 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはなら
ない。

7 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務
について準用する。

(理事長の氏名等の届出及び公告)

でも、臨時総会を招集することができる。

第三十五条 組合は、理事長の氏名及び住所を、
施行マンションの所在地の市町村長を経由して

都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出が
あつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住
所を公告しなければならない。

3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得
て、会議の目的である事項及び招集の理由を記
載した書面を組合に提出して、総会の招集を請求
したときは、理事長は、その請求のあつた日か
ら起算して二十日以内に臨時総会を招集しなけ
ればならない。

4 前項の規定による請求があつた場合において、
理事長が正当な理由がないのに総会を招集
しないときは、理事長は、同項の期間経過後十日
以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 第九条第一項の規定による認可を受けた者
は、その認可の公告があつた日から起算して三十
日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又
は選任するための総会を招集しなければならな
い。

6 総会を招集するには、少なくとも会議を開く
日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的
である事項を組合員に通知しなければならな
い。ただし、緊急を要するときは、二日前まで
にこれらの事項を組合員に通知して、総会を招
集することができる。

(総会の議事等)

第三十条 第二十七条第一号及び第二号に掲げる
事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条
第八号及び第九号に掲げる事項は、組合員の議
決権及び持分割合(組合の専有部分が存しない
ものとして算定した施行マンションについての
区分所有法第十四条に定める割合)をいう。第三
項において同じ。)の各四分の三以上で決する。

2 権利交換期日以後における前項の規定の適用
については、同項中「組合の」とあるのは「組合
及び参加組合員の」と、「施行マンション」とあ
るのは「施行再建マンション」とする。

3 第二十七条第七号に掲げる事項は、組合員の
議決権及び持分割合の各五分の四以上で決す
る。

(総代会)

第三十一条 組合員の数が五十人を超える組合
は、総会に代わってその権限を行わせるために
総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもって組織するものとし、
総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下ら
ない範囲内において定款で定める。ただし、組
合員の総数が三百人を超える組合にあっては、
二十人以上であることをもって足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各
号のいずれかに該当する事項以外の事項に関す
る総会の権限とする。

(総会の招集)

第三十二条 理事長は、毎事業年度一回通常総会
を招集しなければならない。

2 議長は、組合員として総会の議決に加わるこ
とができる。ただし、次条の規定による議決
については、この限りでない。

3 総会においては、前条第六項の規定によりあ
らかじめ通知した会議の目的である事項につい
てのみ議決することができる。

とができる。ただし、次条の規定による議決
については、この限りでない。

4 総会においては、前条第六項の規定によりあ
らかじめ通知した会議の目的である事項につい
てのみ議決することができる。

5 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各
号のいずれかに該当する事項以外の事項に関す
る総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任
二 前条の規定に従つて議決しなければならない事項

4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。

5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第十八条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。

(総代)

第三十二条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあっては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、総代について準用する。

(議決権及び選挙権)
第三十三条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権行使することができる。

3 前項の規定により議決権及び選挙権行使する者は、第二十九条第一項(第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

4 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出

しなければならない。

6 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

(定款又は事業計画の変更)

第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しよるとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地に存するマンションがある場合に、第十一條の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合に、第九条第五項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべきマンションの建替え合意者(新たに施行マンションとなるべきマンションが二以上ある場合にあっては、当該二以上)のマンション」との建替え合意者」と、同条第五項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」とある。

3 組合は、定款及び事業計画を変更しようとするときは、その変更又は縮減についてその債権者の同意を得なければならない。

2 第九条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

2 第十五条の規定は、組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」と、「区分所有者」とあるのは「新たに追加された施行マンションの区分所有者」と、同条第三項中「第十五条规定第一項」とあるのは「第三十四条第一項」において準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

4 第十五条の規定は、組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

2 第二項において準用する前条第一項」と、「区分所有者」とあるのは「新たに追加された施行マンションの区分所有者」と、同条第三項中「第十五条规定第一項」とあるのは「第三十四条第一項」において準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」と読み替えるものとする。

計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。

4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に對して過怠金を課すことができる。

(参加組合員の負担金及び分担金)
第三十六条 參加組合員は、国土交通省令で定めるところにより、権利交換計画の定めるところに従い取得することとなる施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権の価額に相当する額の負担金並びに組合のマンション建替事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款若しくは事業計画を変更しようとする場合又は定款及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンションの数を縮減しようとする場合において、マンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その変更又は縮減についてその債権者の同意を得なければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

3 組合は、第一項第一号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 組合は、第一項第一号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならぬ。

6 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

(清算人)

第三十九条 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第四十条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならぬ。

(残余財産の処分制限)

第四十一条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告)

第四十二条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

4 第四十三条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条前段並びに第三百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第三十九条」と読み替えるものとする。

(第五款 税法上の特例)

第四十四条 組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第一条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第二十七条の規定を適用する場合には同法第三項及び第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。)」と、同法第六十八条の規定を適用する場合には同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション建替組合を含む。)」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。)」とする。

2 組合は、消費税法(昭和六十三年法律第百八

号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 組合は、第一項の規定の適用にによる認可を申請することができる。

4 第九条第五項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。

(規準又は規約)

第四十六条 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあっては、第四号から第六号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施行マンションの名称及びその所在地

二 マンション建替事業の範囲

三 事務所の所在地

四 事業に要する経費の分担に関する事項

五 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項

六 会議に関する事項

七 事業年度

八 公告の方法

九 その他の国土交通省令で定める事項

(事業計画)

第四十七条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの状況、その敷地の区域及びその住戸の状況、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域、事業施行期間並びに資金計画を記載しなければならない。

2 施行マンションとなるべきマンションに建替え決議があるときは、事業計画は、当該建替え決議の内容に適合したものでなければならぬ。

3 前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。)について権利を有する者については、この限りでない。

(認可の基準)

4 第四十八条 都道府県知事は、第四十五条第一項

の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。
- 二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。
- 三 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができるこれが確実であること。
- 四 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られることについて正当な理由があること。
- 五 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。
- 六 第二十二条から第九号までに掲げる基準に適合すること。

(施行の認可の公告等)

第四十九条 都道府県知事は、第四十五条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域を表示する図書を送付しなければならない。

2 第五条第二項の規定による施行者(以下「個人

と)。

3 市町村長は、第五十四条第三項において準用する第一項、第八十一条又は第九十九条第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、公衆の縦覧に供しなければならない。

(規準又は規約及び事業計画の変更)

4 施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 第九条第五項、第四十五条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第五項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マ

ンションとなるべきマンション」と、第四十五条第二項及び第三項中「施行マンションとなるべきマンションの敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、前

6 個人施行者について一般承継があり、又は個

人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者に変動を生じたとき(第三項前段に規定する場合を除く。)は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの所在地の市町村長を経由して、新たに施行者でなくなった者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなった者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可したときは新たに施行者でなくなった者の氏名又は名称その他の国土交通省令で定める事項を、前項の規定による届出を受けたときは新たに施行者でなくなった者及び施行省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。

8 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施

行者の変動、第三項後段の規定により定めた規

約又は第五項後段の規定による規約の一部の失

効をもって第三者に対抗することができない。

(施行者の権利義務の移転)

9 第五十二条個人施行者について一般承継があ

つたときは、その施行者がマンション建替事業に

関して有する権利義務(その施行者が当該マン

ション建替事業に關し、行政庁の認可、許可そ

の他の処分に基づいて有する権利義務を含む。

10 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

11 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

12 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

13 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

14 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

15 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

16 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

17 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

18 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

19 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

20 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

21 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

22 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

23 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

24 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

25 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

26 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

27 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

28 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

29 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

30 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

31 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

32 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

33 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

34 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

35 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

36 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

37 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

38 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

39 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

40 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

41 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

42 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

43 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

44 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

45 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

46 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

47 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

48 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

49 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

50 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

51 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

52 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

53 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

54 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

55 第五十二条個人施行者について相続、合併その

他の承継は、施行者と同一の

承継人によるものとする。

56 マンションの数を縮減しようとする場合につい

て準用する。

(施行者の変動)

57 第五十二条個人施行者について相続、合併その他の承継は、施行者と同一の承継人によるものとする。

以下この条において同じ。)は、その一般承継人に移転する。

2 前項に規定する場合を除き、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した者があるときは、その施行者がその区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部についてマンション建替事業に関して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

(審査委員)

第五十三条 個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規準又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(マンション建替事業の廃止及び終了)

第五十四条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第九条第五項並びに第四十九条第一項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第二項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第五項中「施行

マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第四十九条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。

第三章 マンション建替事業

第一節 権利変換手続開始の登記

第一款 手続の開始

(権利変換手続開始の登記)

第五十五条 施行者は、次に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行マンションの区分所有権及び敷地利用権(既登記のものに限る。)並びに隣接施設地の所有権及び借地権(既登記のものに限る。)について、権利変換手続開始の登記を申請しなければならない。

一 組合が施行するマンション建替事業については、第十四条第一項の公告又は新たな施行マンションの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

二 個人施行者が施行するマンション建替事業にあっては、その施行についての認可の公告又は新たな施行マンションの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

三 施行マンションについて借家権を有する者

(権利変換手続開始の登記)

3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者を拒むことできない。

5 権利変換期日前において第三十八条第六項、前条第三項において準用する第四十九条第一項又は第九十九条第三項の公告があつたときは、

又は第九十九条第三項の公告があつたときは、施行者(組合にあっては、その清算人)は、遅滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。

4 施行者が組合である場合においては、最初の役員が選舉され、又は選任されるまでの間は、第一項又は前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

5 第一項の期間経過後六月以内に権利変換計画について次条第一項後段の規定による認可が行わないとときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、第一項若しくは第三項の規定による申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができる。その三十日以内に、第一項若しくは第三項の規定による申出を新しくして新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができる。その三十日以内に、第一項後段の規定による認可が行われないとときは、同様とする。

6 定款又は規準若しくは規約及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合においては、前項前段中「第一項の期間経過後六月以内に権利変換計画について次条第一項後段の規定による認可が行われないときは、当該六月の期間経過後」とあるのは、「新たな施行マンションの追加に係る定款又は規準若しくは規約及び事業計画の変更の認可の公告があつたときは、その公告があつた日から起算して」とする。

7 第一項、第三項又は前項の申出又は申出の撤回は、国土交通省令で定めるところにより、書面でしなければならない。

3 施行マンションについて借家権を有する者(権利変換計画の決定及び認可)

第五十七条 施行者は、前条の規定による手続に

必要な期間の経過後、遅滞なく、権利交換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 施行者は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、権利交換計画について、あらかじめ、組合にあっては総会の議決を経るとともに、施行マンション又はその敷地について権利を有する者(組合員を除く。)の同意を得、個人施行者にあっては施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって施行者に対抗することができない者については、この限りでない。

3 前項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないときは、その同意を得られない理由及び同意を得られない者の権利に關し損害を与えないようにするための措置を記載した書面を添えて、第一項後段の規定による認可を申請することができる。

4 第二項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないときは、その確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項後段の規定による認可を申請することができる。

(権利交換計画の内容)

第五十八条 権利交換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 施行再建マンションの配置設計
- 二 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者で、当該権利に対応して、施行

再建マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられこととなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が施行マンションについて有する区分所有権又は敷地利用権及びその価額

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられることとなる施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の明細及びその価額の概算額

五 第三号に掲げる区分所有権又は敷地利用権について先取特権 質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記(以下「担保権等の登記」と総称する。)に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

六 前号に掲げる者が施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の上に有することとなる権利

七 施行マンションについて借家権を有する者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)で、当該権利に対応して、施行再建マンションについて借家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

八 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる施行再建マンションの部分

九 施行者が施行再建マンションの部分を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

十 施行マンションに関する権利又はその敷地

利用権を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施行再建マンションに關する権利又はその敷地利用権を与えられないものの氏名又は名称及び住所

十一 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、この法律の規定により、権利交換期日において当該権利を失い、又は当該権利の上に敷地利用権が設定されることとなるもの

十二 組合の参加組合員に与えられることとなる施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所

十三 第四号及び前号に掲げるもののほか、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の明細、その帰属及びその処分の方法

十四 施行マンションの敷地であつた土地で施

行再建マンションの敷地とならない土地(以下「保留敷地」という。)の所有権又は借地権の明細、その帰属及びその処分の方法

十五 損害金の支払又は清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

十六 権利交換期日、施行マンションの明渡しの予定期間及び工事完了の予定期間

十七 その他国土交通省令で定める事項

(権利交換計画の決定基準)

第五十九条 権利交換計画は、関係権利者間の利害の平衡に十分の考慮を払つて定めなければならない。

(区分所有権及び敷地利用権等)

第六十条 権利交換計画においては、第五十六条第一項の申出をした者を除き、施行マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者に対しては、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権が与えられるよう定めなければならない。組合の定款により施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権が与えられるよう定められた参加組合員に対しても、同様とする。

2 前項前段に規定する者に対して与えられる施

行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権は、それらの者が有する施行マンションの専有部分の位置、床面積、環境、利用状況等又はその敷地利用権の地積若しくはその割合等とそれらの者に与えられる施行再建マンションの専有部分の位置、床面積、環境等又はその敷地利用権の地積若しくはその割合等を総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を害しないように定めなければならない。

3 権利交換計画においては、第一項の規定により与えられるように定められるもの以外の施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権並びに保留敷地の所有権又は借地権は、施行者に帰属するように定めなければならない。

4 権利交換計画においては、第五十六条第三項の申出をした者を除き、施行マンションの区分所有者から施行マンションについて借家権の設定を受けている者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けている者)に対しては、第一項の規定により当該施

行マンションの区分所有者に与えられることとなる施行再建マンションの部分について、借家権が与えられるように定めなければならない。

ただし、施行マンションの区分所有者が第五十六条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンションの部分について、借家権が与えられることとなる施行再建マンションの部分について、借家権が与えられるよう

(担保権等の登記に係る権利)
第六十一条 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利交換計画においては、当該

担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる施行マンションの区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるものとして定められた権利に對応して与えられるものとして定められた権利に對応して与えられるものとして定められた権利に對応して与えられるものとして定められた権利に對応して与えられるものとして定めなければならない。

い。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るために必要があるときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聽いて、必要な定めをすることができる。

(施行マンションの区分所有権等の価額の算定基準)

第六十二条 第五十八条第一項第三号、第十号又は第十一号の価額又は減価額は、第五十六条第一項又は第五項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

(施行再建マンションの区分所有権の価額等の概算額の算定基準)
第六十三条 権利交換計画においては、第五十八

条第一項第四号又は第九号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建替事業に要する費用及び前条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(権利交換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等)

第六十四条 組合において、権利交換計画について総会の議決があったときは、組合は、当該議決がなかった日から一月以内に、当該議決に賛成した組合員に対し、区分所有権及び敷地利用権の上に存するものとして定めなければならない。

2 区分所有法第六十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」であるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第六十四条第一項」と読み替えることができる。

3 組合において、権利交換計画について総会の議決があったときは、当該議決に賛成しなかつた組合員は、当該議決があつた日から一月以内に、組合に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で買い取るべきことを請求することができるものとする。

とができる。

い。

こと。

3

権利変換に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(権利交換期日等の通知)

第六十九条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更（権利変換期日）に係るものに限る。以下のこの条において同じ。）の認可を受けたとき、又は第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるとところにより、施行マンションの所在地の登記所に、権利変換期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

（敷地に関する権利の変換等）

第七十条 権利交換期日において、権利交換計画の定めるところに従い、施行マンションの敷地利用権は失われ、施行再建マンションの敷地利用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき者が取得する。

るところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

3 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に関しては、当該保留敷地についての従前の施行マンションの敷地利用権が所有権であるときはその所有権を、借地権であるときはその借地権を、施行者が取得

4 施行マンションの敷地及び隣接施行敷地に關する権利で前三項及び第七十三条の規定により権利が変換されることのないものは、権利変換期日以後においても、なお從前の土地に存す

る。この場合において、権利変換期日前において、これらの権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していいた敷地利用権が担保権等の登記に係る権利の目的となっていたときは、権利変換期日以後においても、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

(担保権等の移行)

第七十一条 権利交換期日において、施行マンションは、施行者に帰属し、施行マンションを目的とする区分所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。

二、施行再建マンションの区分所有権は、第八十

(権利交換の登記)

計画の定めるところに従い、新たに施行再建マシンションの区分所有権を与えられるべき者が取得する。

ついて必要な登記

者(その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者)は、第八十一条の建築工事の完了の公告の日に、権利交換計画の定めるところに従い、施行再建マンションの部分について借家権を取得する。

宋七十五条

第七十二条 又所同法第一条に規定する建物

の補值として 権

部分若しくは附属の建物で権利変換計画において施行再建マンションの共用部分と定められたものがあるとき、権利変換計画において定められた施行再建マンションの共用部分の共有持分が区分所有法第十一條第一項若しくは第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないと

マンションの建替えの円滑化等に関する法律案及び同報告書

支払に代えてこれを供託しなければならない。

3 施行者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金を支払うときは、これららの権利者のすべてから供託しなくともよい旨の申出があつたときを除き、その補償金を供託しなければならない。

4 前二項の規定による供託は、施行マンションの所在地の供託所にしなければならない。

5 施行者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者(その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者)に通知しなければならない。

(物上代位)

第七十七条 前条第三項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができ

(差押え又は仮差押えがある場合の措置)

第七十八条 差押えに係る権利については、第十五条の規定にかかわらず、施行者は、権利変換期日までに、同条の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制執行若しくは担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。)による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強

制執行若しくは競売による代金又は滞納処分による売却代金とみなし、その払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす。

3 強制競売若しくは競売に係る売却許可決定後代金の納付又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、売却許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4 第一項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金の払渡しに準用する。

5 施行者に補償金の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金の支払に関する場合は、第一項の規定による補償金の例による。この場合において、施行者が補償金を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

6 第一項又は前二項の規定による補償金の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行、仮差押えの執行又は競売に関しては、最高裁判所規則で民事執行法(昭和五十四年法律第四号)又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の特例その他必要な事項を、その補償金の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に關しては、政令で国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の特例その他必要な事項を定めることができる。

第四款 施行マンション等の明渡し
(占有の継続)
第七十九条 権利変換期日において、第七十一条

第一項の規定により失つた権利に基づき施行マニションを占有していた者及びその承継人は、次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。第七十条第二項の規定により、権利を失い、又は敷地利用権を設定された者及びその承継人についても、同様とす

る。

(施行マンション等の明渡し)
第八十条 施行者は、権利変換期日後マンションの建替事業に係る工事のため必要があるときは、施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む)を占有している者に対し、期限を定めることをした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。

3 第五十八条第三項の規定は、同項の相当の期限を許された区分所有者に対する第一項の規定による明渡しの期限について準用する。

4 第一項の規定による明渡しの請求があつた者は、明渡しの期限までに、施行者に明け渡さなければならぬ。ただし、第七十五条の補償金の支払若しくは第七十六条の規定による供託がないとき、第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。若しくは第六十一条第一項第六十六条规定による準用する場合を含む。)若しくは区分所有法第六十三条第四項の規定による請求を受けた者について同条の規定による支払若しくは第七十六条の規定による供託がないとき、第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。若しくは第六十一条第一項第六十六条规定による準用する場合を含む。)若しくは区分所有法第六十三条第四項の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払若しくは提供がないとき、又は第六十四条第三項(第六十六条に

おいて準用する場合を含む。)の規定による請求を行つた者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第五款 工事完了等に伴う措置
(建築工事の完了の公示等)
第八十一条 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第七十一条第二項又は第三項の規定により施行再建マンションに関する権利を取得する者に通知しなければならない。

(施行再建マンションに関する登記)
第八十二条 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、遅滞なく、施行再建マンション及び施行再建マンションに関する権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 施行再建マンションに関する権利に関する登記は、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(借家条件の協議及び裁定)
第八十三条 権利変換計画において施行再建マンションの区分所有権が与えられるように定められた者と当該施行再建マンションについて第六十条第四項本文の規定により借家権が与えられるよう定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

2 第八十二条の規定により前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次に掲げる事項について裁定することができる。

一 貸借の目的

二 家賃の額、支払期日及び支払方法

三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、貸借の目的については貸借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額については貸借人の賃借の目的による裁定をするとき

受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

4 第二項の規定による裁定があったときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

5 第二項の裁定に関する手続に付する事項は、国土交通省令で定める。

6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定が

あつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。
7 前項の訴えにおいては、当事者の他的一方を被告としなければならない。

(施行再建マンションの区分所有権等の価額等の確定)

第八十四条 施行者は、マンション建替事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めることにより、その確定した額及び第六十二

条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を取得した者はその借家権を取得した者又はその借家権を取得した者又

施行再建マンションの部分について第六十条第

四項ただし書の規定により借家権が与えられるよう定められたものに限る。ことに、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権の価額又は施行者が貸借する施行再建マンションの部分の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

(清算)

第八十五条 前条の規定により確定した施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

(清算金の供託及び物上代位)

第八十六条 前条に規定する施行マンションの区分所有権又は敷地利用権が先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的となつて登記されたときは、これら権利のすべてから供託しなくてよい旨の申出があつたときを除き、施行者は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。第七十六条第四項及び第五項の規定は、この場合について準用する。

(施行者が取得した権利の処分)

第八十七条 第八十五条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者があるときは、権利交換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。

り、利子を付して分割して徴収することができる。

マンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、基本方針に従って、施行マンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 先取特権

(処分、手続等の効力)

第八十八条 第八十五条の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施行再建マンションの区分所有権の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第八十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによってその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

3 第二項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

(土地の分割及び合併)

第九十条 施行者は、マンション建替事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わって土地の分割又は合併の手続をすることができます。

第八十九条 マンション建替事業により施行者が取得した施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権又は保留敷地に関する権利は、施行

(不動産登記法の特例)

有していた者又は施行マンションについて借家権を有していた者の居住又は業務の用に供するため特に必要がある場合を除き、原則として、公募により譲渡しなければならない。

(第二節 賃借人等の居住の安定の確保に関する施行者の責務)

第九十一条 施行者は、基本方針に従つて、施行マ

ンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、基本方針に従つて、施行マンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 雜則

(処分、手続等の効力)

第九十二条 施行マンション若しくはその敷地(隣接施行敷地を含む。)又は施行再建マンション若しくはその敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款、規準若しくは規約の規定により從前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対するしたものとみなす。

(土地の分割及び合併)

第九十三条 施行者は、マンション建替事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わって土地の分割又は合併の手続をすることができます。

第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、施行再建マン

ション、その敷地及びその附属の建物(マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。)の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができるもの。

- 2 前項の管理規約は、区分所有法第三十条第一項の規約とみなす。

(関係簿書の備付け)

第九十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建替事業に関する簿書(組合にあっては、組合員名簿を含む。以下同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。(書類の送付に代わる公告)

第九十六条 施行者は、マンション建替事業の施行に関する書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日より翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第四章 マンション建替事業の監督等

(報告、勧告等)

第九十七条 都道府県知事又は市町村長は、組合

又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(第五章を除く。)の施行のため必要な措置を命ずることができる。

以下この章において同じ。)の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求めて、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

- 2 都道府県知事は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るために從わないとき、又は組合の設立についての申請を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合に対する監督)

第九十八条 都道府県知事は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利交換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利交換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利交換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のし

た処分の取消し、変更若しくは停止又は組合の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命ぜられた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合に従わないとき、又は組合の設立についての申請を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合に対する監督)

- 5 都道府県知事は、第二十八条第二項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならぬ。第三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の三分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代の法律若しくは議決の方法又は役員若しくは是正するため必要な限度において、組合のし

くは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選舉、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事實があると認めるときは、その議決、選舉、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(個人施行者に対する監督)

第九十九条 都道府県知事は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利交換計画に違反すると認めるときその他監督上必要なときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。

5 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の三分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代の法律若しくは議決の方法又は役員若しくは是正するため必要な限度において、組合のし

(資金の融通等)

6 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の三分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代の法律若しくは議決の方法又は役員若しくは是正するため必要な限度において、組合のし

第百条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、

マンション建替事業に必要な資金の融通又は
あっせんその他の援助に努めるものとする。

(技術的援助の請求)

第一百一条 組合、組合を設立しようとする者、個

人施行者又は個人施行者となるうとする者は、国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、マンション建替事業の施行の準備又は施行のために、それぞれマンション建替事業に関する専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

別の措置

危険又は有害な状況にあるマン
ションの建替えの勧告等

(危険又は有害な状況にあるマンションの建替
えの勧告)

居住の用に供することが著しく不

適当なものとして国土交通省令で定める基準に該当する住戸が相当数あり、保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションで国土交通省令で定める基準に該当するものの区分所有者に対し、当該マンションの建替えを行うべきことを勧告することができる。

するマンションの一部の区分所有

者は、市町村長に対し、当該マンションの他の区分所有者に対し、同項の規定による勧告をするよう要請することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

定による勧告をした市町村長は、

速やかに、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

5 第一項の規定による勧告をした市町村長は、当該勧告に係るマンション(以下「勧告マンション」という。)又はその敷地について質権、借家権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又は担保権等の登記に係る権利を有する者があるときは、速やかに、これらの者にその旨を通知しなければならない。ただし、過失がなくてこれらの者を確知することができないときは、この限りでない。

6 市町村長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができ。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

7 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第六項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代替建築物の提供又はあっせん)
第百三十条 勧告マンションの賃借人は、市町村長に対し、当該勧告マンションに代わるべき建築物又はその部分(以下「」の條において「代替建築物」という。)の提供又はあっせんを要請することができる。

2 勧告マンションの賃貸人は、当該勧告マンションに係るマンションの建替え(以下「勧告マンションの建替え」という。)が行われる場合において、当該勧告マンションの賃借人の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあっせんすることができる。
当該代替建築物の提供又はあっせんを要請することができる。

3 勧告マンションの建替えが行われる場合において、当該勧告マンションの転出区分所有者

4 は市町村長に対し、代替建築物の提供又は
あっせんを要請することができる。

う者(以下「勧告マンション建替実施者」という。)は、当該勧告マンションの転出区分所有者

の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあつせんすることが困難であるときは、市町村長に対し、当該代替建築物の提供又はあつせん

5 前各項の規定による要請を受けた市町村長は、当該市町ノヨリノつ旨告へば云々^{イニシテ}を要請することができる。

所有者の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあっせんするよう努めなければならない。

第一節 債借人居住安定計画の認定等

(賃借人居居住安定計画の認定)

第一百四条（建替会員シヨンの住戸の賃貸人（以下この章において「住戸賃貸人」という。）の一人又は数人は、勧告マンション建替実施者と共に、

て、当該住戸に居住している賃借人(以下この章において「住戸賃借人」という。)の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、当該

勧告マンションについて、当該住戸賃借人の居住の安定の確保及び当該勧告マンションの建替

平成十四年四月十八日 衆議院会議録第一二五号

意を得られないときは、又はその者を確認することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項の認定を申請することができる。	5 賃借人居住安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 勘告マンションの位置	一 計画賃借人に賃貸している戸(以下「計画賃貸戸」という。)の数
二 計画賃借人に賃貸している戸(以下「計画賃貸戸」)	三 計画賃貸戸の規模、構造及び設備並びに家賃
四 計画賃借人の氏名、住所及び世帯構成	五 計画賃貸戸の従前の管理の状況
六 計画賃借人に提供する計画賃貸戸に代わるべき住宅(再建マンションの部分を当該計画賃貸戸に代わるべき住宅に代わるべき住宅として提供する場合にあっては、当該計画賃貸戸が明け渡された日から再建マンションの部分を提供するまでの間に必要となる仮住居を含む。以下この章において「賃借人代替住宅」という。)の規模、構造及び設備、家賃並びに所在及び地番	七 計画賃借人により計画賃貸戸が明け渡された日から勘告マンションを除却する日までの間における当該計画賃貸戸の管理に関する事項
八 勘告マンションを除却する予定期	九 勘告マンションの建替えに関する事業の概要及び資金計画
十 第一項の認定を申請した日から当該勘告マンションを除却する日までの間における勘告マンションの計画賃貸戸以外のそれぞれの	
部分の管理に関する事項	
十一 その他国土交通省令で定める事項	
6 第一項の認定の申請をしようとする勘告マンション建替実施者が施行者である場合においては、当該申請は、第九条第一項又は第四十五条第一項の事業計画を添えてしなければならない。この場合においては、賃借人居住安定計画には、前項第九号に掲げる事項を記載することを要しない。	
7 第一項の認定の申請をしようとする勘告マンション建替実施者が施行者である場合において、当該申請が権利交換計画公告の日以後であるときは、当該申請は、権利交換計画(権利交換計画の変更があったときは、その変更後のもの。次項、次条第一項第五号及び第百七条第二項において同じ。)を添えてしなければならない。	
8 第一項の認定の申請をした勘告マンション建替実施者が施行者である場合において、当該申請の日から当該申請に対する処分の日までの間に権利交換計画公告があつたときは、当該申請者は、速やかに、権利交換計画を市町村長に通知しなければならない。	
(賃借人居住安定計画の認定基準)	
9 第百五条 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る賃借人居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときでなければ、賃借人居住安定計画の認定をしてはならない。	
一 賃借人居住安定計画に係る戸賃貸人(以下「計画賃貸人」という。)が、計画賃貸戸の修繕その他賃貸人としてなすべき義務を履行してきていること。	
二 計画賃借人ごとに、前条第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他計画賃借人に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の賃借人代替住宅が、計画賃借人の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。	
三 前条第一項の認定の申請を受けた日から勘告マンションが除却される日までの間に、当該勘告マンションについて新たな権利が設定されないことが確定であること。	
四 勘告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合においては、勘告マンションの建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勘告マンションの建替えが行われることが確実であること。	
五 前条第一項の認定の申請をする勘告マンション建替実施者が施行者である場合において、当該申請の日から当該申請に対する処分の日までの間に権利交換計画公告があつたときは、当該申請者は、速やかに、権利交換計画を市町村長に通知すること。	
6 市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、あらかじめ、当該賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅を示して計画賃借人の意見を聴かなければならない。	
(賃借人居住安定計画の認定の通知)	
7 第百六条 市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、速やかに、当該認定に係る賃借人居住安定計画(以下「認定賃借人居住安定計画」という。)に定められた賃借人代替住宅を示して、当該認定をした旨を計画賃借人に通知しなければならない。この場合において、認定賃借人居住安定計画において賃借人代替住宅が再建マンション以外に定められている計画賃借人に對しては、賃借人代替住宅への入居を希望する旨を申し出しができる期間(以下この章において「賃借人入居申出期間」という。)を併せて示さなければならない。	
8 前項の場合において、認定賃借人居住安定計画に都道府県が管理する公営住宅、特定公共賃貸住宅又は高齢者向け公共賃貸住宅が賃借人代替住宅として定められているときは、市町村長は、速やかに、当該認定賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅及び賃借人入居申出期間を示して、当該賃借人居住安定計画をした旨を当該都道府県に通知しなければならない。	
9 安定確保法」という。)第四十九条第一項に規定する賃貸住宅(以下「高齢者向け公共賃貸住宅」という。)であつて都道府県が管理するものが賃借人代替住宅として定められているときは、あらかじめ、当該賃借人代替住宅を示して当該都道府県の同意を得なければならない。	

(賃借人居住安定計画の変更等)

第一百七条 第百四条第一項の認定を受けた者(以下「認定賃貸人等」という。)は、認定賃借人居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、関係する住戸賃借人の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 認定賃貸人等である勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、第百四条第一項の認定を受けた日以後に権利変換計画公告があり、かつ、権利変換計画の内容が認定賃借人居住安定計画の内容に適合していないときは、認定賃貸人等は、前項の認定を申請しなければならない。

3 第百四条第二項から第八項まで及び前一条の規定は、第一項の場合について準用する。
(報告の徴収)

第百八条 市町村長は、認定賃貸人等に対し、認定賃借人居住安定計画に係る計画賃借人(以下「認定賃借人」という。)の居住の安定の確保及び勧告マンションの建替えの状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)
第一百九条 認定賃貸人等の一般承継人又は認定賃貸人等から勧告マンションの区分所有権その他の原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定賃貸人等が有していた認定賃借人居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第百十条 市町村長は、認定賃貸人等が認定賃借

人居住安定計画に従って認定賃借人の居住の安定を確保していないと認めるとき又は勧告マンションの建替えを行っていないと認めるときは、当該認定賃貸人等に対し、相当の期限を定めずすることができる。ただし、勧告マンションの建替えを行うべき旨の命令は、当該勧告マンションから認定賃借人がすべて移転した場合に限り、することができる。

(賃借人居住安定計画の認定の取消し)
第一百十一条 市町村長は、前条ただし書に規定する場合以外の場合において、認定賃貸人等が同条本文の規定による命令に違反したときは、賃借人居住安定計画の認定を取り消すことができない。

2 第百六条第一項前段及び第二項の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

第三節 転出区分所有者居住安定計画の認定等
(転出区分所有者居住安定計画の認定)

第一百十二条 勘告マンション建替実施者は、勘告マンションに居住している区分所有者のうちに当該勘告マンションの建替えに伴い転出区分所有者となる者がいるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該勘告マンションについて、当該転出区分所有者の居住の安定の確保及び当該勘告マンションの建替えに関する計画(以下「転出区分所有者居住安定計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 第百四条第二項の規定は、前項の認定の申請について準用する。

3 第一項の認定を申請しようとする者(認定賃貸人等である者を除く。)は、その者以外に当該

勤告マンション又はその敷地(隣接再建敷地を含む。)について権利を有する者があるときは、

勤告マンション又はその敷地(隣接再建敷地を含む。)について権利を有する者があるときは、

勤告マンションを除却する日までの間における勘告マンションの部分のそれぞれの管理に関する事項

4 第百四条第三項ただし書及び第四項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。この場合において、同条第三項ただ

し書及び第四項中「第一項」とあるのは、「第一百十二条第一項」と読み替えるものとする。

5 第一項の認定を申請しようとする者は、あらかじめ、その者以外の転出区分所有者居住安定計画に係る転出区分所有者であつて第三項及び

前項において準用する第一百四条第三項ただし書の規定により第三項の同意を得る必要のないもの(以下「同意を得ない計画転出区分所有者」という。)の意見を求めなければならない。

6 転出区分所有者居住安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 勘告マンションの位置
二 転出区分所有者居住安定計画に係る転出区分所有者(以下「計画転出区分所有者」という。)が居住している住戸(以下「計画転出区分所有者住戸」という。)の数

三 計画転出区分所有者住戸の規模、構造及び設備

一 計画転出区分所有者ごとに、前条第六項第三号及び第四号に掲げる事項その他計画転出区分所有者に関する状況を勘査して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の

転出区分所有者代替住宅が、計画転出区分所有者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であることを。

二 前条第一項の認定の申請を受けた日から勘告マンションが除却される日までの間に、当該勘告マンションについて新たな権利が設定されないことが確實であること。

三 勘告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあっては、勘告マンションの

地番

六 勘告マンションを除却する予定時期

七 勘告マンションの建替えに関する事業の概要及び資金計画

八 第一項の認定を申請した日から当該勘告マ

ンションを除却する日までの間における勘告マ

ンションの部分のそれぞれの管理に関する事項

九 その他国土交通省令で定める事項

七 第百四条第六項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第六項中「前項第九号」とあるのは、「第一百十二条第六項第七号」と読み替えるものとする。

(転出区分所有者居住安定計画の認定基準)

第一百十三条 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る転出区分所有者居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、転出区分所有者居住安定計画の認定をしてはならない。

(転出区分所有者居住安定計画の認定)

一 計画転出区分所有者ごとに、前条第六項第三号及び第四号に掲げる事項その他計画転出区分所有者に関する状況を勘査して、その規

模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の

転出区分所有者代替住宅が、計画転出区分所有者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地

域内において確保されることが確実であるこ

と。

二 前条第一項の認定の申請を受けた日から勘告マンションが除却される日までの間に、当該勘告マンションについて新たな権利が設定されないことが確實であること。

三 勘告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあっては、勘告マンションの

建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マンションの建替えが行われることが確実である」と。

2 第百五条第二項及び第三項の規定は、市町村長が前条第一項の認定をしようとする場合について準用する。この場合において、**第一百五条第一項及び第三項中「賃借人居住安定計画」とあるのは「転出区分所有者居住安定計画」と、「賃借人代替住宅」とあるのは「転出区分所有者代替住宅」と、同項中「計画賃借人」とあるのは「同意を得ない計画転出区分所有者」と読み替えるものとする。**

(転出区分所有者居住安定計画の認定の通知)
第一百四十四条 市町村長は、**第一百十二条第一項の認定をしたときは、速やかに、当該認定に係る転出区分所有者居住安定計画(以下「認定転出区分所有者居住安定計画」という。)に定められた転出区分所有者代替住宅及び当該転出区分所有者代替住宅への入居を希望する旨を申し出ることができる期間(以下この章において「転出区分所有者入居申出期間」という。)を示して、当該認定をした旨を計画転出区分所有者に通知しなければならない。**

2 前項の場合において、認定転出区分所有者居住安定計画に都道府県が管理する公営住宅、特定公共賃貸住宅又は高齢者向け公共賃貸住宅が転出区分所有者代替住宅として定められているときは、市町村長は、速やかに、当該認定転出区分所有者居住安定計画に定められた転出区分所有者代替住宅及び転出区分所有者入居申出期間を示して、当該転出区分所有者居住安定計画の認定をした旨を当該都道府県に通知しなけれ

ばならない。

(転出区分所有者居住安定計画の変更等)

第一百五十五条 第百十二条第一項の認定を受けた者(以下「認定建替実施者」という。)は、認定転出区分所有者居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 第百十二条第一項から第七項まで及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。
(報告の徴収等)

第一百六十六条 第百八条から第百十一条までの規定は、認定転出区分所有者居住安定計画について準用する。この場合において、**第一百八条から第一百十一条までの規定中「認定賃貸人等」とあるのは「認定建替実施者」と、第一百八条中「認定賃借人居住安定計画に係る計画賃借人(以下「認定賃借人」という。)」とあるのは「認定転出区分所有者の」と、認定賃借人が」とあるのは「認定転出区分所有者居住安定計画に係る計画転出区分所有者(以下「認定転出区分所有者」という。)」と、第一百六十六条第一項前段及び第二項とあるのは「第百四条」と読み替えるものとする。**

2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人居住安定計画に定められた転出区分所有者が)と、**第一百十一条第二項中「第百六十六条第一項前段及び第二項」とあるのは「第百四条」と読み替えるものとする。**

第四節 賃借人等の居住の安定の確保等

に関する措置

(公営住宅等への入居の申出)

第一百七十七条 第百六条第一項(第百七条第三項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)又は第一百四条第一項(第百十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた認定賃借人又は認定転出区分所

有者は、それぞれ当該通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が公営住宅、特定公共賃貸住宅、高齢者向け公共賃貸住宅又は市町村が認定賃借人若しくは認定転出区分所有者に転貸するために借り上げた住宅

(公営住宅を除く。以下「市町村借上住宅」という。)である場合においては、それぞれ、賃借人間内に、当該賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅への入居を希望する旨を当該住宅を管理者に転貸するためには借り上げた住宅

有するところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。
3 公営住宅法第十六条第五項の規定は、前項の規定により家賃を減額する場合について準用する。

(特定公共賃貸住宅への入居)

第一百五十九条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2 地方公共団体は、前項に規定する者を入れさせた特定公共賃貸住宅の家賃については、公営住宅法第十六条第二項の規定の例により算定した近傍同種の住宅の家賃以下で条例で定める額とするものとする。

3 第一項に規定する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人に限る。)を特定公共賃貸住宅に入居させる場合において、その者が從前賃借していた認定賃貸住宅の家賃を当該特定公共賃貸住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るために必要があると認めるとときは、条例で定めるところにより、当該特定公共賃貸住宅の家賃を減額することができる。

(高齢者向け公共賃貸住宅への入居)

2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人に限る。)を公営住宅に入居させる場合において、その者が從前賃借していた認定賃貸住宅の家賃を当該特定公共賃貸住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るために必要があると認めるとときは、条例で定めるところにより、当該特定公共賃貸住宅の家賃を減額することができる。

3 第一項に規定する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人に限る。)を特定公共賃貸住宅に入居させる場合において、その者が從前賃借していた認定賃貸住宅の家賃を当該特定公共賃貸住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るために必要があると認めるとときは、条例で定めるところにより、当該特定公共賃貸住宅の家賃を減額することができる。

当該申出をした者が高齢者居住安定確保法第十九条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2 前条第三項の規定は、前項に規定する者(認定賃借人に限る)を高齢者向け公共賃貸住宅に入居させる場合について適用する。
 (市町村借上住宅への入居)

第一百二十二条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出をした者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。

2 第百十九条第二項の規定は前項に規定する者を、同条第三項の規定は前項に規定する者認定賃借人に限る。)を市町村借上住宅に入居させる場合について準用する。

3 国は、市町村が前項において準用する第百十九条第三項の規定により市町村借上住宅の家賃を減額する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。
 (移転料の支払)

第一百二十三条 賃借人代替住宅への移転を含む)をする場合においては、当該認定賃借人に対し、国土交通省令で定める認定賃貸人(国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、通常の規定による移転料の支払を要する費用の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、市町村が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。
 (賃貸借契約の更新拒絶等)

第一百二十四条 認定賃貸人が認定賃借人に對し認定賃貸戸について賃貸借の更新の拒絶の通知(条件を変更しなければ更新をしない旨の通知を除く。)をする場合においては、借地借家法(平成三年法律第九十号)第一十六条第二項及び第一十八条の規定は、適用しない。

2 認定賃貸人が認定賃借人に對し認定賃貸戸について賃貸借の解約の申入れをする場合においては、借地借家法第二十七条第一項及び第十八条の規定は、適用しない。

2 第百四十四条 第一百七条第一項、第二百十一項第一項、第二百七条第一項、第二百一十九条第三項において準用する場合を含む。)、第二百十二条第一項及び第二百五十五条第一項の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。
 (権限の委任)

3 第百四十六条第一項、第二百七条第一項、第二百一十九条第三項において準用する場合を含む。)、第二百十二条第一項及び第二百五十五条第一項の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

2 第百二十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
 (大都市等の特例)

2 第百二十八条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都

市、中核市又は特例市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

借款人代替住宅への移転を含む)をする場合においては、当該認定賃借人に対して、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、通常の規定による移転料の支払を要する費用の全部又は一部を補助するなければならない。

借人居住安定計画に定められた仮住居から当該

することができる。

(不服申立て)

第一百二十六条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。
 二 第十一条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

第一項又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。
 2 組合又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他の公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。
 2 第百四十四条第一項(第二百一十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

第一項(第二百一十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。
 2 第百四十六条第一項(第二百一十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

第一項(第二百一十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

2 第百三十三条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(経過措置)

2 第百三十九条 この法律に特に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
 (政令への委任)

2 第百三十九条 この法律に特に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

官 報 (号 外)

平成十四年四月十八日 衆議院会議録第二十五号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可日

(第七、二十、二十一、二十二号の発送は都合により
後日となるため、第二十五号を先に発送しました。)

発行所
二東京一
番京都〇
四四四五
号四四四五
財務省印
刷局目
電話
03
(3587)
4294
定価
(本体
送
料〇〇円
別冊